

油を需用するなり。而して南清に於て最も勢力あるは大坂新町二丁目増井亦兵衛製のほひ入まする香にして、同品の如何に支那婦人社会に歡迎せらるゝやは彼地にて日本人の無職者かまする香を市内又は附近村落に行商して、優に生活を支ふるを得るに徴しても知るべし。

齒磨粉 齒磨粉ライオン、ダイヤモンド等最も賣行多しと雖とも、袋入は不可なるか故に箱入若くは罐入とすべし。硝子が支那人に珍重せらるゝ點より硝子の瓶又は硝子の蓋付器物に入れたるは最も可なり。

此他香油はキレノ水、薔薇化粧水等適當ならん。尙支那の妙齡婦人は頬紅を差せる上、白粉を粧ふものなるか故に紅の輸出を試みは、其結果を得るや必せり。

工藝品

扇子 支那に於て扇子の製造を以て著名なるは、中央支那の蘇州、杭州、南方支那の廣東等なり。我國の製品は、漸年其輸出を増する傾向ありて、名古屋扇子製造株式會社等専ら其衝に當れり。

今本邦當業者の参考に資せんか爲め、支那扇子の製法に關し其概略を述べんに、骨

は上物にして、紫檀、黒檀を用ひ、中物は福州産の竹を使用す、尙塗骨等あり。骨と骨とは可成密接せしめ、間隙少なきを要す、且我扇子の如く親骨の狭きものは皆無の姿にして、廣きものゝみなり、又要は自由に紐若くは紙紗を指すに便ならしめ、一牀に我國の品よりも二三寸方大なり。次に扇面の繪畫模様は、花鳥山水の密圖に限る、其他全牀黒色なる處に、金文字を顯はし、若くは單に金字のみ書する事あり、其白扇は絶て之を用ふる事なし。然れ共此等は従來専ら支那内地にて行はれし物の思考なれ共、尙新なる意匠としては、夫の狹斜社会に於て使用するもの、彼地の花柳界にては此扇子に俚歌俗謡、中當時流行歌の數曲を書き連ねて、客在れば先づ之を示し中に就き其最も嗜好に適ひるものを擇ばしめて、妓女の演奏するものなり、の如き要には美麗なる紙紗を以て裝飾し、扇面は種々の彩色を施し、若くは優美なる草花等を描ける如きは、蓋し彼等の好尚に投するを得ん歟。要するに支那人か扇子を使用するは、邦人か専ら夏日涼氣を送らんか爲に用ふるか如くならず、其外出の際之を頭上に翳して日除とし、其他婦人一般に之を一の裝飾具とする等頗る其趣を異にするに、より之か製造家は其心懸けあるを要す。價格は一本十五六錢以

上一圓内外迄の範圍内にあり。

團扇 團扇も其産山地及價格は扇子と略ほ相同し。形狀圓く絹を張り之に花鳥山水の密畫を描き輪廓は木竹或は鼈甲を以て縁を附せるは其普通の製法にして、此他ヒロの葉にて作りし物等あり。尙廣東より孔雀若くは鶴の羽翼にて製したる團扇を産すれ共殆んど歐米に輸出し内地人の需要多からず。

從來本邦産は風山の良好なるを欲するか爲に軟弱にして堅牢強固ならず此點に於て骨を露出せざる方可なり。雅致を擇ぶの結果繪畫模様は淡泊に失するの傾きありて邦人の嗜好は斯の如きも性情の相反したる支那人の満足を買ふ能はざるを如何せん。殊に其日本の風俗畫又は支那人の風俗習慣と容れざる種々の繪畫を描寫せるもの等は斷して之を避けざるべからず。例之は美人を描くの一事に就ても日本流の眼孔に基かず支那人の思想に化し廣額豐頰蛾眉の支那的美人に小兒に配置し若くは才子佳人邂逅の場に其意匠を構ふる如き單數より複數を好むの性僻あればなり。特に戒むべきは夫の所謂縁喜物等を描く場合にして日本に於てこそ縁喜と稱して持贈す種類の物にても彼地にては不吉不祥として嫌

忌するは決して珍しからざるのみならず迷信の念強き支那人等に對しては最も慎まざるべからず。是れ必竟風俗習慣を異にするか爲め自然に生ずる結果たり、之が適例は骨て龜に狸々を描ける頗る縁喜良きものを輸入せしに更に其賣行なく遂には邦人其他歐米外國人等の贈物に供し漸く散布するを得たるか如き事あり。同品は上一般に需要するを以て彼地固有の支那團扇に模造する時は將來工藝品中最も有望なる輸出品の一たるべきも以上の缺點にして補はれざる限りは縱令其價格は如何に低廉なるも遂に彼等の嗜好に投する能はざるは論なき處にして我國同業者の注意すべき事柄なり。

岐阜提灯 支那固有の提灯は其骨を縦にし之に唐紙を張れるものなれば日本製の如く疊む能はさると燈光の暗きとは其缺點なり。之を以て從來茶屋遊女屋劇場等にては多く廣東製の疊り硝子は花鳥山水を描ける四角五角六角燈の實用と裝飾を兼ねしものに依りしか我岐阜提灯は支那提灯の不便なし形狀又優美なるを稱し漸次其需用を増加せり。而して其形狀は之を擇ばず繪模様等は前段述へし處を斟酌せば可ならん。次に價格は一個二十五六錢以上七八錢迄にして對物

とすへし。我國と其趣を異にするを以て取引上注意すべき事は、提灯を新年の進物等とするの風習なるか故、同品の季節は其前後に商はるゝものなり。

簪子 支那に於ける花市の盛なるは到底邦人の夢想し能はざる處にして、夫の世界無比と稱せらるゝ布哇の花市も亦將に三舍を避けん。而して其花の大部分は婦人の簪子に用ひらるゝものなり、故に支那の簪子は生花第一に居り、造花は一部分の需要を充すに過ぎされ共尙其類頗る巨大なる所以は、我國の如く獨り妙齡の婦女子に止まらず、六七歳の幼少なる者を始めとし、六七十歳の高齡に達する者迄、婦人は悉く赤き花簪を以て其頭髮を飾るの風習にして、殊に既婚者は其夫の愛を失はざらんか爲に裝飾を凝すは彼地婦人の常態なり。去れば未だ天然の容色美なる年少時代より、年長時代に斯る裝飾物を要するは極めて自然の數にして、其齡古稀に達せる白髮皺顔の老婦か、身には綺羅を着け、頭髮は花を以て充たさるゝ如き邦人の見て異様とする處なり。斯く需要の多きに係らず、支那の造花簪は頗る粗末にして、我國の如く優美なる者少きを以て本邦より之か輸入を試みれば、其利益や尠少ならずらん。支那婦人の結髪は夫の西洋婦人の束髪と遠からざるもの

なるか故に、其足を短くし、且つ日本の束髪簪子に多きリボンを結びて花形又は蝶形とせず、寧ろ牡丹菊福壽草梅櫻桃等は造花とし、又之に種々の色に染め上げたる、緞紗を附するも妙なるべく、概して日本の中物以下に需要多きか如し。

以上の外工藝品として、京人形(日本服を以て粧ひるもの)、其他日本玩具の往々彼地雜貨店に陳列せらるゝに徴せば、是れ又幾分其需要あるを知るに足らん。

緞 通

緞通は未だ彼地に於て普く其需要者を有するに至らず。是れ蓋し習慣上室内に敷物を用ふる事多からざるに依ると雖も、從來阿片臺に用ひし臺灣蓆の代用品として緞通を充てしむるは甚しき難事ならざらん。何者儉約なる支那人か阿片喫用の爲には少からざる金錢を消費して顧みざるの風ありて、其器物の如きも勉めて華美を競ふの傾きあるか故に、之を彼の臺灣蓆に比して遙に高尙優美なるは勿論、其價格も著しき軒輕なければ輸入を試みて好成绩を得へきは多く疑を容れず。其寸法は巾四尺長さ七尺位の程度にして、之か臺灣蓆の價格は一枚大凡二圓四五十錢より三四圓位迄なりと云ふ。

藥種

幼稚なる社會の常として支那には今尙幾多の迷信行はれ、醫師の診察よりも寧ろ神佛に對する加持祈禱に重きを措き、若くは坊間の賣藥を服用するを以て病者か唯一の治療法と信頼せり。然れ共此草根木皮の調劑か彼等の病患に著しき効驗あるか如きは妙ならずや。去れば其本邦製藥輸出の盛んなるを見るも亦理なきに非る也。

彼の有名なる樂善堂、岸田吟香氏の藥舖は抑も日本賣藥支那輸出の開祖とも稱すへきものにして、同店製造發賣に係る眼藥精銻水か如何に彼等の歡迎を蒙りしかは世人の熟知せる所ならずや。又池の端守田製の寶丹か如何に彼地に名譽を轟かしたるは邦人の既に業に知了する所ならずや。其他越中富山の廣貫堂九州の久光堂等は、現今専ら販路の擴張に勤めり。今我國の製藥品中彼地に於て高評を博せし種類を舉れば、寶丹精銻水千金丹清心丹鬼神丹及解熱劑等とす。要するに藥種は我國輸出品中成効せるもの、一にして特に南清は氣候暑熱瘧疾の流行地なるか故に其藥品を需要する事其他の地方に數倍せり。

煙草

煙草

近來支那には外國煙草就中合衆國及南洋眞韭より輸入する物頗る多しと雖も、我國よりは村井商會岩谷商會等の僅に支那輸出を勉むるに過ぎるか如きは遺憾ならずや。而して村井紙卷製の諸品は好人氣にして普く行渡れるも、尙罐入或は紙卷の刻煙草は全く歐米諸國の獨占に歸せり。去れば是れ又輸入を試みて好結果を得るや疑を容れず。且支那人は其食料品として濃厚なるものを嗜好するの傾きを有し、煙草の趣味に就ても亦純粹の日本煙草の如く淡泊なるものを好まず。従て岩谷商會製の天狗煙草の如きは幾分彼等の需要を増加せざる所以なしとせず。之と共に我國の製造品に於て西洋煙草の香味を附するに種々の藥品を用ふる結果、南清地方の温暖なる土地に輸送して微を生ずるの恐れあるは其製法を改良すへき要點なり。此事情は特に紙卷煙草を一本つゝ取り出して小賣する風あるか故に餘程注意すへき事柄とす。

酒類

酒類

煙草料理等の濃厚なる趣味を有する支那人か、酒類に關しては寧ろ之と反對の嗜

好を有するは怪むべきか如きも、彼地の宴會の風之を然らしめしものか。料理法に關し支那は世界に其名を恣にする佛蘭西と其優劣を競ふ程度にあり、從て其宴席に列する山海の珍味は無慮六七十種の多きに達するを常とす。而して其味何れも脂肪質に富める濃厚の食品に屬するを以て、勢ひ其飲料の淡泊なるを欲するは蓋し自然の傾きならずや。去れば彼等支那人は何れも固有の飲料の外には西洋酒類の淡泊なるを喫すれ共、未だ濃厚なる日本酒の嗜好を有せざる如し。更に北清にて氣候寒冷なるか爲め強烈なる火酒焼酎の類を飲用すと雖も、南清にては全く之と反し酒精分の少なきビール葡萄酒等の需要多く、其供給は香港ビールを除きては概ね歐米の輸入に係れり。本邦の醸造に屬するものにては、大阪の朝日ビール麒麟ビール若くは東京の蜂印香竈葡萄酒等其主なるものなり。

第三節 臺灣貿易

南清に對する臺灣の關係か如何に密接なるやは、吾人之を緒言に於て其他形上及歴史上の事實より觀察し、聊か述ふる處ありしか故に今又贅せず。去れば以下主

として經濟上より兩者の關係を説き、以て臺灣と南清貿易の實況に資する處あらんとす。

先づ此兩地間に於ける需給の狀況に付き檢するに、臺灣に於て日常需要する諸物貨は、現今其幾分を日本内地并に香港等より供給せらるゝと雖も、尙其對岸地方より仰くの必要を免れざるは畢竟、自然の勢と云ふべし。而して其主要なるは鹽、麻、木材、煉化瓦、石材、果物、其他支那雜貨等なり。更に轉じて輸出の方面より觀察せんか、臺灣產物中最重要品たる茶を始とし、砂糖、樟腦、石炭等何れも其大部分は、必ずや先づ一旦其對岸に輸送せざるへからざるものなり。

以上輸出輸入何れの場合たるを問はず、福州、廈門の諸港は、宛も臺灣貿易の要衝にある關門にして、一言以て之を掩へば、彼我の間に介在せる貨物の吞吐場たり。

蓋し此關係たる一には兩地間の距離の接近せると、一には臺灣の沿岸には大船巨舶を容るゝに足る港津を有せざるに基くと雖も、蓋し此關係たる其生産の原動力たるべき勞力資金を其對岸に仰く結果なりと云はざるへからず。去れば、今若し臺灣内地に於ける幾多の支那人を驅逐し、又支那人の投せし巨額の資本を掃蕩せ

しめは、一日も對岸の繁榮を維持し能はさると同時に臺灣も亦其生産を繼續し能はさるや必せり。之を要するに現今臺灣は企業家か土地所有者の資格を兼ね其資本勞力を對岸より致し、茲に初めて同地に於ける諸種の生産事業を經營すると同一事情にして、兩者の經濟上の關係は須臾も之を否む能はさる如く、前記の諸港は臺灣と南清との連鎖となり貨物集散の燒點たるを失はず。更に讀者は次に掲ぐる臺灣輸出入の統計表に依りて其詳細なる關係を窺知するを得へけん。

年次	輸出	輸入	合計
明治廿九年	一一、四〇二、二二六	八、六三一、〇〇一	二〇、三三三、二二六
明治三十年	一二、七五九、二九四	一二、六五九、二九八	二五、四一八、五九二
明治卅一年	一二、八一九、七六〇	一六、八七九、一九〇	二九、八九八、九五〇
更に其輸出入國別を示せば左の如し			
國別	輸出	輸入	合計
支那	一〇、八七二、七五一	一〇、一〇三、〇五四	二〇、九七五、八〇五
香港	一、三八五、一一五	九五、一九七	二、三三六、三一二

米 國 五六一、〇二九 八七〇、一一五 一、四三一、一四四
 不詳 八六五 八六五
 合計 一二、八一九、七六〇 一六、八七九、二九〇 二九、八九八、九五〇

讀者は前記の統計によりて臺灣と其對岸との關係を明にせられしなるべければ尙之が輸出入重要品目の價額及び數量を次に記載せん

(輸出品)	目	數量單位	數	價	額
米		擔	七四九、六四五		二、一六八、三三九
赤砂糖		斤	三一、七一、八〇四		一、四一七、九二二
白砂糖		斤	七、九八五、三〇四		五六六、四五四
紅茶		斤	一五、〇九五、一一一		六、二二三、五七五
樟腦		斤	二、二九二、〇九八		九、六一、九四五
苧麻		斤	二、七一二、七九〇		三七八、八八五
(輸入)					
阿片		斤	二九六、七五四		二、〇四四、三九二

支那綿布	反	二九七五四三〇七	一九八
刻煙草	斤	四三五六四九三	一三七一〇九〇
豚頭	頭	一一四六八六	一三六二九〇六
米擔	擔	二四九〇三〇	一〇〇九四九二
石油	瓦	三七五八八三五	八七〇六〇九
石	斤	五、六四五、九〇〇	七一四、八五一
白砂糖	斤		四一二、六三〇

第五章 商業組織

商業組織

貨幣なる者の運用を認めざる大古物品交換時代に於ける商業組織の什麼は姑く措き、今日に在りては國家自ら之に關涉して其組織に關する規定を設くるの必要を生ずるは文明國一般の常態にして、例へば我國に於ける商法及之か施行細則の如き則ち其一例なり。去れ共支那の社會に於ては未だ斯る法則の存するなく、只自然の慣習に放擲して又顧る處なきを以て、各地方の商人は其地方に適合せる私規約を設くるの外、他に途ある事なきなり。之を以て支那内地に於て直接取引を試みんと欲する者は、其目的地に就きて親しく商業の組織を攻究する事は、第一着に於て必要缺くべからざる條件とす。若し此點に對する用意を怠り、尙其取引に従事せんとする者あらば、是れ恰も地理を辨へずして軍隊を操縱するると一般無謀の甚しき者と謂ふ可きなり。

商人間の團

支那に於て商業上最も大切なる機關は、則ち其地に於ける商人相互間に組織せられたる團躰にして、例へば厦門にて十郊と稱するもの及び何々地方會館と命名さ

れたるものは是れなり前者の目的は主として外國輸入の貨物に對する懸引若くは物品時價の評定其他の商業上の模様に関する協議を爲す事恰も我國に於ける商業會議所と各組合會議との中間に在る如きものなれ共、後者は純然たる同郷商人間俱樂部にして其目的は單に娛樂の用に供するの外、同郷人間商業の盛衰或は同郷人中に商業上の失敗を出す場合に當りては、其善後策を講して以て同郷商人の品位を維持せしむる等、嘗て我國大阪地方の商人間に行はれし如きものにして頗る有力なるものなり。

十郊の詳細なる説明を下せば次の如し

北郊 北清貿商を主眼とする商人の團體なり、其輸出商品は多く砂糖類にして輸入商品は大豆及豆糟等を取扱ふ。

藥郊 藥劑商の組合なり。

洋郊 海峽殖民地地方并に南洋諸島に向て、米穀海産物及支那雜貨の販賣を主眼とするもの、團體なり。

泉郊 臺灣諸港及福建省内泉州地方に於て商業を營むもの、會合なり。

紙郊 紙類の賣買に従事する商人組合なり。

磁郊 磁器の賣買に従事する商人組合なり。

疋郊 吳服太物類を商ふもの、團體なり。

茶郊 其名の如く茶商の團體にして、此中には福建省及臺灣茶を取扱ふ巨商多し。

福州郊 専ら福州との取引に従事する商人組合なり。

廣東郊 前者と等しく廣東との取引に従事する商人組合とす。福州郊及廣東郊は近時頗る不振なり。

日本品は多く香港に連絡し、日本への輸出は上海廻りなる等凡て間接取引なり。支那内地に於て外國人の商業を營まんとするに當りては、其土地に於ける以上兩者の如き團體に對する注意を怠らざる事尤も肝要なり。今若し外人にして吳服商店を開始すると假定せんか、土着吳服商人は其販路の一部を奪はるゝを以て極力其營業に反對を試むる事は當然にして、此吳服商は只獨り吳服商組合たる疋郊のみならず之を十郊の團體に建議し、團體の力を以て外商の取引上に種々なる障

害を加へん事を企つるを常とす。其實例として吾人は現在同地に商業を営みつゝある志信洋行創業の歴史を以て讀者に對する右の説明を爲さんとす。

當時志信洋行開店の風説廈門全市に傳播するや、各小賣商店よりは早く已に其開店以前より卸取引の申込を爲すもの夥しかりしに拘はらず、愈其開業時日に達するや前申込者は一人として先約を履行せんとするものなきに反し、小買の花客は當日雲霞の如く店頭に彙集せしも其商業の目的小賣に存せず卸賣なりしより遂に満足を與ふる能はさりき。斯て豫定の如く開店せしに其實際の取引は一も之を見るべからずして、翌日早々より昨日の好況に反し又物品購入者の來るものなく門前雀羅を張るの寂寞に陥れり。茲に於てか店員一同其豫想に反せるに驚き鳩首熟議を凝らせしも其原因に就きては得て之を知る能はず只必ずや商人間に於ける故意の妨害手段か茲に至らしめたるものならんとは衆議の一致する所に於て之か爲には先づ各商人の動靜を探るの要あり、則ち員を四方に派して之か實地を調査せしめしに、計らさりき洋行の開店數日前に當り、十郊は其會議を催ふし次の如き意味の決議を爲し、之を各組合員に遵守せしむるの方針に出てしとは。

其決議の大意に曰く今般日本商店志信洋行あるもの當廈門に開店し我々商賈と雄を決せんと企つと云ふ去れば吾々の團練員に於ては一致團結して此商店の成立を妨げ以て之か排斥に勉むべし、其手段としては志信洋行と一切取引を爲さざらん事を要す、若し此規定に背く時は當に五十元の違約金を徴收すべし云々。其開店と同時に非常なる悲境に沈淪せしもの豈所以なからずや。

清商か斯る敵意を以て臨みしに對し我洋行たるべきもの又之に應戰するなく、坐して閉店の苦楚を嘗むるの愚策なるは論を俟たず。則ち前の復讐手段として豫て期劃せる卸賣より小賣に轉し、彼等の花客を奪ふの方法を廻せり。而して其賣出に當り卸と擇ばざる薄利を以て、小賣を開始せしより爾來日々無數の花客雲集し、特に日本商にして日本品を取扱ふの點は少からず市民の信用を博し、又前日に見る可らざる盛況を致せり。然るに此破格的姿勢は忽ち其効を奏し、彼等の盟約を壊敗する力あらしめ、當初傍觀主義を取りし清商は各季節品に對する收利を逸せん事を慮り、勢ひ洋行と直接取引を開始せん事を希望せしも、前日の規約の炳然として無視す可からざるものありければ、公然其取引を開始する事を躊躇し其親

族或は知己等の手を經て暗々裏に買出を行ひ、一は以て違約金請求に對する言責實行を免るゝの方法とし、一は以て季節の需要に對し利益を得るの手段とするや俚俗に所謂隠すより顯はるゝはなしの原則に漏れず、甲商店か此方法によりたる仕入品を店頭に霽くに及び、乙商店に於ても昨日迄甲商店に發見する能はさりし貨物の陳列を見蛇の道は蛇と云へる如く直に其事情を觀破し、今更自己の愚直を悔ひ同様の方法により買出しを爲すに至り、丙商店も亦前數者を學はんとするの念慮を發し、此風潮は漸次相傳へて全市の同業者を驅て其鑿に倣ふを禁し能はさらしめき。以上の如く厦門に於ける日本商排斥の目的に出でし團躰の決議は次第に其違反者を出すに至り既に今日に及ては同洋行との取引は公然の秘密として黙認せられ、又有名無實なる該決議の事を云ふものなし。茲に於てか知る、本邦貿易商中會々彼地に於て或る貨物の拂底を告げたるに乗し、日本内地より其物品を携帶し來り一時に奇利を博せんと企つと雖も、斯る手段の成功したる例なきと共に又成功を企望し能はざるは、前記の事情已に之を盡して餘りあらん。支那にては新聞雜誌郵便電信等完備せる通信機關の存するに非ざるも、平素輸出

入貨物の數量方面其他商業上の動靜を報導するに迅速且正確なる事、我國に於けるか如き比に非ず。例へば其何れの國より如何なる物品幾許出入したるや等は、未だ輸入品は荷揚げせず將た其輸出品は積出を行はざる以前船中若くは倉庫等の中にあるに際し、早く其物品の數量を知り其輸出入商店を明にし、之を同業者間へ通知するや、悠忽の間相場の變動を惹起せしむる事、我國商人社會に於ては夢想だもせざる處にして、若し一度此等の消息を知るあらんか、將に戰慄するものあらん。如此なるか故に此間に處して能く機先を制するあらば、其愉快測るべからざるなり。則ち支那商人か風説口傳等を信するの深きと、之を商業上の懸引に應用するに慣熟せる、恰も我國維新前に於ける商取引に髣髴せり、從て其地方に於て一度流言蜚語の起る事あらんか、其傳播の速かなる實に驚く可きものあり。茲に或一人の外商か此風習を手心とし、自己に關係なき一支那人をして目下其土地に不足せる或物品に就き、來る何日何々洋行へ幾許個の入荷ある事を道路に風説せしむれば、電光石火の間に其物品の下落を來す事あり。此時に及び更に亦自己と關係なき他の手を以て其下落したる機に乗して、市中の物品の買占を斷行するに

當りては既に傳へたる報導は全く一の訛傳に過ぎざる事明瞭となるべし去れば其反動として物品の騰貴を告ぐる事あるは蓋し免れざる處なり。此等の方法に因り清商の虚に乘し奇利を博する事は極めて容易なると共に清商を苦むるの一手段として奏功を期し得べきなり。

去れば支那内地に於て商業を營まんとする外人は第一各地方清商種々なる組合の團軀ある其腦裏に印象するの他輸入物品の數量價額を窺知せざらしめんが爲に之を秘密に附するを要用とす。此周到なる用意を以てして後能く彼等の機先を制し虚に乘するを得るものなり。而して次に講究すべきは其物品の販路にして詳言せば何れの地方に於て幾何の需用あるかを慥むる事之なり。此方法に出るには其根據地と連絡を有する都市若くは村落に於ける商況を視察するの要あり。是れ其一旦輸入したる貨物は開港場より轉展して多くは他方面に向て賣捌かるゝ者なるか故に一度彼の團軀により排斥を受くる事あるも其開港地内の清商の手を経ずして地方民と直接取引を爲し其物品の賣捌を行ふの目的を以て萬一に備ふるの覺悟なかる可からず。

開港場の取

内地の課税

此く論し來る時は開港場以外に於ける營業を必要とすと雖も固と是れ條約の規定せざる處なれば其内地と關係を作るに當り直接茲に本店若くは支店を開設し能はざるは勿論なり。去れば地方の確實なる清商と契約を取結び之に代理商を依託するを以て最も得策とす。少しく岐路に入るの感なきに非されとも茲に一事の辨すべきは課税の事なり。則ち支那内地に貨物を輸送するに際し輸入税額の二分の一を通過税として税關に納付する時は釐金を徴收せらるゝ事なきの規定なれ共實際に於ては種々の口實を以て支那官吏の苛酷なる收斂を受くる患ひあるか故に内地に向て貨物を移轉するに當り其距離及び送達地の關係により釐金を支拂ふの便なるや或は通過税を支拂ふの得策なるやは今俄に斷定し能はざるなり。何者數百千里の遠きに向て物品を輸送するに當りては行く先き先きの釐金分局に於て課税せらるゝを以て假りに其都度貨物の一部を賣却して通過するとせば未だ其目的地に達せざる以前に於て釐金の爲に物品の全部を賣却し盡さいるを得ざるの奇觀を生ず。然るに釐金を逃れんと欲して豫め通過税を納附すると假定するも尙種々案外の課税を蒙り豫測の如くなる能はざる事已記の如

日清金利の
相違

くなれば却て盤金を支拂ふて其目的地に達するの往々にして利益なる事あり。是れ豫め兩税負擔の可否を選擇し能はざる所以なりとす。然り而して右の他尙其到着點に達する時は、夫の所謂落地税なるものを徴收せらるゝ事を記憶せざる可からず。内地貨物の運送に對する賦税の種類は以上の如しとし、更に一の注意す可き事は税率の一定せざるか爲に課税の場合什麼に由りて徴收額に相違を生ずるを常とする事なり。之を以て貨物の運搬を單に支那人のみに委する時は、隨處到地に於て支那官吏の暴戻なる課税を拒否するを得され共、今若し該貨物に外人を隨行せしむる時は、稍此弊害を減殺するを得るか故に其利益少なからざるなり。知るべし清國政府苛斂の誅求が其商業上非常なる妨害を爲すことを。獨り以上の如き不便あるのみならず、我國の現狀に於て金利は尙容易に低廉となるの希望を抱き能はざるは、次て來る可き障礙なり。乞ふ試に彼我の金利を比較せんか、零壞も畜ならざる相違に一驚を喚するならん。我國にして金融稍緩慢を告げたるに稱せらるゝ時期に於ても、尙通常預金に三四分より五六分の利を附ると共に貸出金利は一割以上一割五六分の間往來し、一度緊縮を來す時は二割内

爲替上の不
便

外の高利に突飛する事決して珍しからず。然るに支那に於ては通常貸付金には七八分とし、預金の如きは三四分を上らざる程度に於てし間々無利息の事あり。彼香港上海銀行の如きは千圓以下の預金に對しては全く利子を附せず、千圓以上に至り僅に年四分の利を附するに過ぎざるなり。從て開港場等の多少金融機關備れる地方に於ては、所持金の幾分を以て利殖の方法を講ずる途あれとも、一步此等の市街地を距れて田舎に踏み込まんか、利殖は愚か之か貯藏の方法に苦しみ、床下若くは地下に埋伏して萬一の災に備ふるの狀態なるか故に、商業上彼等支那人と輸贏を決せんとせば、其低利なる資本と取組を爲さざる可からざるの困難あり。剩へ我國が金貨本位を採用したる結果、彼我貿易上に於ける爲替の變動は、常に本邦商人をして不利の地位に立たしむる困難あるを免れず。今若し百圓の貨物を神戸港より支那に向け輸送する時は、最早百圓の原價に止まらずして、百五圓乃至百六圓の價格を有するに至るか故に、其到着地にては其賣上後普通の利潤の外に、五圓乃至六圓の利益を得るの方法を講せざる可からず。故に此計算を以てせば、總益金三割に達する場合に、純益金は爲替相場の變動より惹起する五分乃至六分

貨物出入の
不平均

の損失を減却せる殘餘の二割四分乃至二割五分に削減せらるべきなり。斯く兩國の貨幣本位の相違より生ずる損害は直接貿易商の頭上に墜落し來り、爲替相場の変動は毎に相互の取引を障碍する大原因にして、之が爲に受くる苦痛は蓋し測る可からざるものあり。次に不便を感ずるは、貨物出入不平均の事なり。由來未開地の常として支那には製造工業の發達幼稚に、又他産業の進歩に於ても未だ充分なりと稱する能はず。去れば彼地に向て日本より輸出する貨物は多々之ありと雖も、彼地より日本に向て輸入する貨物は至て僅少なるか上に概ね天産品に屬するを以て、其代價は之を日本より輸出せし物品代價を償ふ能はず。從て兩國間の取引に對しては常に爲替を以て支拂を完了するの便宜を缺き、其大部分は現金を輸送せざる可からざるのみならず、其我國よりの買出しに大なる妨げを爲すものなり。

我貿易上の
針取るべき方

以上掲げたる種々の不便を豫防する爲に取るべき法は、彼等と共同して支那人を買辨に使用するを以て最も良好なる方法とす。當時外人が支那沿岸の開港場に於て、取引を盛大ならしめしめし方法を察するに、一として右の組織に依らざるはなく、

此法の便宜なるは一方外國人は自國の製造工業家と結托して、其貨物の廉價なる仕入を爲すに對し、買辨は自國の商業組織及商業上に於ける種々の慣習に照し、其販賣方を一手に引受くるか故に、兩々相俟て茲に取引の圓滿を期するを得。而して其方法には買辨より依托販賣物の價格に對する身元保證金を徴收し、以て小取引の懸賣若くは店內に使役する番頭手代の身上其他賣捌方一切の責任を負はしめ、保證金は之を商業上の融通資本に供し、買辨には報酬として總賣上金の凡三分の抽錢コミッションを分配するを通例とす。彼香港上海銀行の如き英人の投資せる金額は至て僅少なるに拘はらず、支那人買辨と協同せし爲め資本額も莫大の高に達し、東洋貿易上唯一の金融機關として商人間に重視せらるゝもの、又實に此組織に由りし結果と云はざる可からず。先年同行株式の驚く可き低落を招きし理由に就ては、支那人買辨即ち支配人が其身元保證金の融通高過大に失せしめしに基因すと云ふに徴するも、買辨と銀行との關係の如何の程度にあるやを推するに難からざる可し。

近時殊に日清戦争以來日本人の彼等に歓迎せらるゝに至り、日本國旗の下に其商

業を営まんとする希望を懐抱する支那人の數漸く加はれるは欣ぶ可き現象なりと雖も、此等支那人中には彼地に於て最も苛酷を極むる盤金を免れんとする利益上より打算せるものあり。此る支那人の常として身自ら日本に歸化する事をせず、臺灣等に於ける新日本人の無頼漢を僅少なる俸給の下に備ひ入れ、其名義を以て彼地の日本領事館に開業の届出を爲し、店頭には日本何々洋行と稱するか如き看板を掲げ、巧に表面を糊塗するの奸策に出つ。此等は一見日本人と支那人との協同事業として、彼の外人間に組織せられたるものと擇ふ處なきか如きも、一度其内情を伺ふ時は日本人は單純なる看板貸にして日本人の俸給は一の看板料に過ぎざるなり。去れば其名義の日本洋行たるに關せず、嘗て日本品を取扱ふものには非されば、又其輸出入に従事するものにあらず、只々自己の商業上に對する盤金免除の恩澤に浴せんとするの私意に出つるなり。而して此方法に於て支那商人が他國人の名義を借らんとする所以のものは、蓋し英清條約により清國官吏は英商に三聯單と稱する票札を交附する義務を有し、三聯單の所持人は盤金を支拂はずして自由に其目的貨物の買出しに従事するを得、此特權は獨り英國民のみならず

苟も支那との條約に最惠約款を有するの國民は、凡て之に均霑するを得るか故に、畢竟前記の如き手段を取るに至るものなり。

三聯單は、一貨物の品名を明記せる三枚續きの切手にして、其一枚を清國官廳に保存し、一枚を洋海關に送り、一枚は其請求人をして所持し、條約に定められたる百餘種類の物品を内地より買出さんとするに當り使用するものなり。出願の際には自國領事館を経て清國官吏に交附を爲し、清國官吏は此の請求に基きて發行す。

支那に於ける商業組織の大體は前段之を盡せり、去れば之より商業上の風習に關する一斑を世人に紹介せんとす。彼の上海に於けるスマロー、福州に於ける萬壽橋畔、或は廈門に於けるトンツィバ、廣東に於ける舟茶屋等の阿片店若くは遊女屋にて晝夜喋々喃喃騷擾を極むるは、是多くは都會の商人が幾多の手先を斯る場所に出入せしめて仕入に來れる田舎商人を對手とし、兩者の取引を爲すものにして、巧言令色以て甲乙の間を周旋し、賭事漁色を以て容を拘る事、恰も我國の商人が其顧客を待合料理屋に誘ひ、酒地肉林盃盤の間、艶聲鄭聲交々起る邊に於て商談を決

すると異なる事非ず。去れ共此等は單に花客を吸収せんとするの手段に止まり、田舎商人を瞞着して不正の利益を貪る等の事絶てある事なし。此點に於て日本の周旋屋と其趣きを異にし、花客の間を周旋するものと雖も皆盡く商店の手先なるが故に、直接其店主と取引を爲すと等しく周旋を以て專業とする者あらされはなり。又其契約に於ても書面の取換せを爲すと極めて稀にして、多くは口頭を以てするに過ぎされ共、履行の正確なる到底我國商人の想像だも及ばざる所なり。獨り商人間に於て然るのみならず、其他一般社會の風金錢の貸借に擔保は勿論證書を受授するか如き事は絶へて在るとなきも、金額より返済期限其他の貸借條件に至る迄曾て寸毫も誤らざるは、他國人の贊稱措かざる所とす。勿論支那には法律制度の整備せざるが爲め惡意の第二者に遭遇する時は、縱令完全なる借用金證書を有すと雖も、其借主に金員の返済を請求し豫定の如く受取る能はざる場合に政府の力を借らんとするも、結局貸附金に相當したる額を賄賂其他に出費せざれば返金を得る事難し。政府官吏の依頼すべからざる此の如くなれば、遂に書面の効用を全からしむるの望なく、寧ろ口頭の輕便なるに如かざるなり。茲に於てか

自然の風習は、相手の場合に信用を論ずる事愈甚深なるものあり。

總て又相互間一度契約の成立を告ぐるに至れば、其事情の如何なるとに論なく之を變更するが如き陋劣なる舉動に出づる事をせず、此時に當りては平生密接の關係を有する親戚故舊の力を以てする亦之を動かすに由なく、當事者は斷々乎として、自己の意中を執行するを常とし、之が爲に若し後日不慮の災又は故意の不正手段を以て、第二者より損害を蒙らざるゝ事あるも、決して其對手者の破廉耻を曝露して心愈せとするか如き、輕卒の舉動を爲さず、却て其不始末を深く隱蔽するの風あり。斯く自己の失敗を世間に發表する事を憚かるは、取りも直さず人を見る事の自ら明かならざりし之の致す所なりとし、將來一身上の行動に不信用を來す基ひたる事を慮ればなり。此風習は次第に一般商業上の取引に迄も之を及ぼし、凡て見本を以て各物品の標準とするの傾向ありて、貨物其物よりも寧ろ商標に重きを置くは全く右の事情に出づるものとす。此關係は商標の變更等を忽にすべからざる必要ある事を思ふべきなり。

是とともに本邦商人の忽諸に附すべからざるは商標の選擇なり。外國との取引

に於て最も機敏なりとの稱ある夫の獨逸商人の如きは、専門の技師を支那内地に派遣して専ら其の調査に従事せしめ、以て彼等の俗習に悖らざらんことに汲々たり。我國か支那と風俗習慣文字等の近似せるより其通商上に少なからざる便宜を有するは歐米人の常に羨望する處にして又た邦人が唯一の利器を以て許す點なり。然れども兎角支那向商品に對するに、歐米輸出商品の如く綿密なる注意を拂ふことを爲さざるは、邦人の一大迷誤にして其往々對清貿易に於て失敗を醸す事反て彼の歐米人より多きは、蓋し此邊に淵源する處なからざらんや。要するに頑冥固陋なる支那人を對手とし之か取引を隆昌ならしめんと欲せば、一方に於ては其志を寛濶に持し他方に於ては斯る些事に迄も其心を勞するの決心を要するや明なり。例へば彼等か平常文字を尊重して苟も之を粗畧に附せんか共に齒すべからざる不倫の行動として擯斥する事、恰も五常の徳をも破りし者の如くす。去れば品名商標其他の目的に支那字を物品の外部に表顯、殊に石輪等使用と共に表面の文字を消耗せしむる如き場合に然りとす、せしむるは勿論、所在の何れの部分たるに論なく可及的之を避くるの方法に出さるべからず。又近來盛んに行は

る、古新聞紙を原料とせる製品は、彼地顧客の感情を害する事酷し。此例は日本の玩弄物中新聞紙を下張りとし之に彩色を加へたるもの、如き、又漆器の安物中には其地張りに新聞紙を用ひ粗末なる漆を塗りたるものあり。此等は使用久しきに至らるに偶々地質の露はるゝ場合ありて、縱令其價格は如何に低廉なるも再び其取引を杜絶せしむるの憂ひあり。茲に一奇話あり、嘗て一日本洋行が某支那開港場に於て開店したる當時、其店員中日本流に新聞紙を使用に供せしに偶然家主の爲に此事實を發見せらるゝや、意外にも嚴重なる家宅立退きの請求に逢ひ非常に困難したる上、掃除人よりは驚く可き多額の料金を食られたる事ありき。而して其の理由を問へば家主は支那文字を記したる紙片を斯る不潔の場所に投棄するか如き者には家宅の貸與を許容し能はずと稱し、又掃除人に至りては一度便用に供したる紙片を糞尿中より一々拾ひ取り、日光にて乾燥せし後更に之を燒棄するの手續を費さざる可からざるか故なりと云ふ。邦人間に於ては一笑に價せずと雖も、又以て彼我風俗の異なる一斑を伺ふの餘師とするを得ん。若し強て文字を用ひんとせば羅馬字若くは日本の假名文字を使用するの此患ひなきに如

かざるなり。今彼地俗人社會に對して文字の尊き所以を糺問する時は、之に答へて曰く文字は先哲聖人か後世種々の紛争を豫防するが爲に、吾々に目を與へたるものにして之より是非曲直を明かにし、以て今日の安泰を得るが故なりと。然らば羅馬字は如何なりやと反問する時は、此等は先哲聖人の定めたるものに非ず、單に洋人相互間の符徴に過ぎざるなりと。此信條は實に支那人が文字を貴重するの意思を表現して餘蘊なきものと云ふ可し。故に支那にては各市街辻々に石を疊みて造れる神堂を存置し文字を記載せし反古紙或は道路等に散亂せる紙屑類を燒棄するものにして、其灰燼は更に之を附近の河海に運搬して水中に投棄するものたり。尙貨物の使用法若くは功能等を附記するに當りても、一見支那人をして判断に便ならしむる爲に支那文章を以て記載するの注意を怠るべからず。又間々本邦商人間には廿七八年日清戦争に關する種々の文言を挿入して人氣を取らんとするか如き弊を免れざるは不注意の甚しきものなり。

南清に於ける商况の繁劇なる時期は、清曆(太陰曆)の二月より三四五六月迄の一期及び九月下旬より十一月十二月までの二期あり。是れ内外の關係より自然に來

るものにして、第一期に於ては南清輸出品の大宗たる砂糖或は茶の輸出期なると、北清より豆、豆槽、豆餅及米等を輸入し、又海外諸國よりは洋傘、縮等の夏物を輸入するの時期とす。第二期は茶の殘部若くは綿布類等各物の輸出入を行ふの時期なり。而して其支拂に就ては通例三十日拂とすれ共、物品の種類に由りては三ヶ月拂等の事もあり。勿論前の場合には、其期間を大凡三回位に分ち取引より七日目を以て第一期とし、十七日目を第二期とし、三十日目の第三期を以て皆済する者なり。又後の場合には、七の日或は十五日の日を以て其支拂ひ時日とするものなり。是米穀類は多く二十日拂ひにして、砂糖は七日若くは十日拂ひとするの風あり。是等の期間に於て萬一支拂を延期する等の事ある時は、爾後其金額に利息を附するを以て通例とせり。去れば小賣商の他は現金取引を勵行する事困難にして、勢ひ懸賣の止むを得ざる事情に立至るものなり而して此不便を防ぐ爲に外商の普通取る所の方法は、雇支那人の店員をして懸賣先きの保證を爲さしめ、若くは支那人買辦をして全然其責任を負はさしむ。

第六章 貨幣及金融

銀貨

凡そ世界の貨幣制度中支那に於ける如く、不秩序にして紊亂せるは恐く他に比類少かるべし。然れ共此國に於て、本位貨と見做さる可きものは銀貨なり。而して其種類は各地方により一定する所なしと雖も、重なるものは馬蹄銀、海關兩、上海兩、香港兩及び日本圓銀等にして、就中支那人の信用する處のものは墨弗銀とす。日本銀貨には無印無瑕の白龍銀と、打印せし烏龍銀と、日本政府の極印あるもの、三種あり。支那に於ける銀貨には地質證明の爲め概ね各錢庄の刻印を附するを常とし、これなきものは支那人間信用の薄きものなり。此刻印は錢庄より錢庄を轉々する毎に捺せらるゝを以て、後には表面文字紋章は勿論其原形をも存せざるに至る。此他貨幣の一端を切り、或は中央に孔を穿てるもの等種々あり。而して夫れか取引を行ふに當りては何れも衡量に由りて計算を爲すものなり。

小銀貨には廣東省鑄造の二十錢及十錢、香港の二十錢十錢及五錢、日本の五十錢二十錢十錢五錢、白銅貨は通用せず、並に福州銀圓局鑄造家等あり。以上數者中廣東

及香港銀貨は南清一帶に通用すれ共、福州貨は流通日尙淺きを以て其信用の程度前數者に及ばず。又日本銀貨中五十錢以下のものは地方により通用せざる事あり。此他湖南湖北地方の銀貨も間々これあれ共其價は頗る廉なり。

支那にては斯く貨幣の種類錯雜せる爲に取引の衡に當るものは、其品質の善惡價格の高低に就き充分注意を施さざる可からず。例之ば普通の小賣店に至るも自己の支拂ひたる良貨と先方の惡貨と差換へたる後其賣買を謝絶する等の奇禍を被むる事あり。又大取引に至りては百兩中少くとも六七個の惡貨を交へざるは少く、此等を判別せんには又一種の熟練を要するなり。支那に於て斯く貨幣の價不同なる所以のものは、各地に於ける衡量の標準異なるが故にして、各貨幣に付き一定の純銀分を標準とし、夫れ以上に出づるものは凡て割増打歩を附するの法に由りて計算するものなり。

銀貨以外の小貨幣には銅鐵等種々ありて、日本の寛永通寶の如きも又南清地方に流通せり。而して此等は下流社會の通用貨たるが故に、其流通額の多少により騰落の度甚しく物價に影響を及ぼす事極めて大なり。

紙幣には香港上海銀行より發行せられたるものに一弗五弗及十弗の三種あり、何れも「イスパニヤ」弗を以て標準とす。又日本銀行の兌換紙幣も近時其流通區域を大に擴張せしも、爲替の變動と共に時々其價を異にする不便を免れず。又支那固有のものには錢庄北清にては錢舖と稱す我國舊時の兩換店の如きものなりより番票と稱する紙幣様のものを發行し其所在地方に流通す。其種類は各錢庄により異れ共五錢十錢の少額より進んで一兩二兩三兩五兩十兩乃至五十兩百兩若くは二百兩の高額に及ぼせり。抑も此特種は中央政府若くは地方官廳の認許を経るを要せず、從て番票發行錢庄は嘗て日本の舊幕時代に於ける各藩侯、或は近年迄繼續せる彼の國立銀行が紙幣發行權を有せると等しく、一都市少なくとも數舖を下らず。且其額も各錢庄の信用如何により制限を自由に伸縮し、準備金の如きは勿論之を有するもの至て乏しく、幾多番票中には其取引の安全を缺ける者あるは當然なり。而して其標準を錢價に取るか故に、錢價時々の變動は勢ひ番票の價に影響を及ぼすものにして、今銀貨一兩に對し一千二百文を支拂はさるべからずと假定せば、番票の銀兩に對する交換價格は、一兩の番票に二百文の打歩を支拂ふも。

のなり。去れば現時の如く錢貨の拂底せる場合にありては、番票も亦勢ひ其價格を騰貴するの傾きあり。此番票は獨り之を錢庄の發行する處なるのみならず、又貿易商の發行に係るものあり。

夫れか流通區域は極めて極めて一小部分に制限せられ、又一都市に通用するものも一步市街に出つれば之か流通を拒み、市外に通用するものも市内には通用せざるものあり。或は額面價格の同等なるに拘はらず、其實價の相違を生ずる等區々として一定する處なきは畢竟自然の數なり。此番票中福州地方にて現今尤も信用あるものは寶美、恒和、源康、厚餘、協成、大同、德餘等にして、右の中香港上海銀行に迄も通用し得るものは源康、德餘の兩舖より發行したる番票なり。斯く番票の發行には單に信用を以て基礎とし、何等の制裁なきか故に、一見頗る危険なるか如しと雖も割合に其事甚なきは意表の外にあり。去れ共是れ金融緩慢の際に於て然るのみ、若し一度取引の繁劇を告ぐる時は、又此事實なしと云ふ可からず。例へは一錢庄より發行したる番票を他店に携へ、硬貨との交換を依頼せる場合に、其商店より之が取引を拒絶せられたりと假定せんか、番票所持人は直に其發行錢庄に赴き

之か現金との引換を請求するに際し、若し即時に其交換を爲さざれば同錢庄不信用の事實暴露すると同時に其風評は忽ち全都に傳はり、從て其錢庄發行の番票所持人は時を移さず悉く其取付をなすなる可し。是れ錢庄破産の時にして斯る場合には家具家財等残る限なく携帶し去り、果ては家屋の各部を破壊して持ち去る狀宛然修羅場を見るの思ひあり。要するに支那の各都市に於て斯風を積習せしは、政府若くは其他の信用ある銀行等より發行する紙幣なるもの、存せざる結果相互の取引は總て之を硬貨に依頼せざるを得ず、從て是より生ずる不便不利は舉て數ふ可からず。是れ蓋し番票なるもの、發生するに至りし原因にして、支那全土に流通せる番票の額は驚く可き額に達するならん。彼の福州一市に於ても尙五十餘種類に達すると云ふに徴しても其一斑を知るべし。

貨幣の事は以上の如しとし以下金融機關の事を記せん。支那沿岸に於ける最も有力なる金融機關は今を去る事三十六年則ち千八百六十四年の設立に係る香港上海銀行(滙豐銀行)にして、支那沿岸の各開港場に勿論英國(龍動)歐洲大陸、濠洲、印度、亞米利加等の各重要都市に其支店代理店、出張所を設け、盛んに東洋貿易に對する

資金の融通を行へり又我國にも神戸、横濱等に支店を有し、手形の割引、抵當貸付、爲替取組其他兩替等一般の銀行事務を營み、近時更に臺灣の臺北、大稻埕并に安平に其支店を設置せん事を、我當局者に出願せしと云ふ。同行は固と英人と支那人との協同設立に屬し、銀行の事務は支那人買辦則ち支那人の責任を帶ふる處にして、買辦の所得は千兩の取引に對し一兩の手数料を收むるものなり。而して今日にては支那人の預金のみにも無慮一億萬弗以上に達すと云ふ。香港の中華銀行は資本金一百万磅を有せる大銀行にして、南方支那人に由りて組織せられ、其營業區域も南洋を根據とし、南洋諸島に其支店代理店を置き、我臺灣にも亦代理店(德記洋行)あり。此外日清銀行、印度特許銀行等歐洲人の設立せる銀行の支店代理店を有するの外、支那人の銀行としては有名なる山西滙兌局の出張所あり。同局は支那全土到る處に其代理店を置き、總督府各衙門の用立を勤め、租稅關糧餉俸給等の取扱ひを爲すと共に、各地の金融に便益を與ふる事極めて大なり。從て支那人の信用は寧ろ香港上海銀行を遙かに凌げり。錢庄は其資金悉く豊富ならされ共銀行一般の營業を爲し、所在地方の經濟上に裨補する所少なからず。又此錢庄中

にも資本金頗る多く多額の融通を爲すものあり、此等は、大抵前記滙兌局より低利の貸出を受け、更に之を他に運轉する事我國の小銀行か日本銀行より借出して他方に運用すると擇ふ所なし。又各地の貿易商中には本業の傍ら資金の融通を爲すこと彼の錢庄の如きものあり。今南清に於て其重要なる店舗を擧ぐれば、滙記、滙源、建源、謙茂、孚記等にして、此等は其資本金大抵一二萬乃至五六萬兩内外とす。臺灣、香港、上海、新嘉坡、ペン、福州、仙頭、盤谷、安南等に其支店代理店を措き、海外出稼者を其顧客として營業するものなり。

以上は支那人、若くは外國人の設立せる金融機關にして、其日本人の營める金融機關は南清に於て一も之を有せず。只卅二年中臺灣銀行の設立せらるや、廈門に其支店を開設せしに過ぎずして、横濱の正金銀の如きは貿易業者に資金の融通を與ふるの目的を以て、政府より特別の補助を仰くに拘はらず、僅に福州、廈門兩地に代理店(太古洋行)を置くに過ぎずして、日本よりの爲替は之を取扱ふも支那よりの反り爲替に至りては既に之を取扱はず、爲に彼我の金融上に資する所極めて少なきは遺憾なり。尤も香港には同行支店ありと雖も、我南清貿易業者は直接裨益を享く

る能はず。去れば日本に對する爲替は前記香港上海銀行に依頼するの外、他に日本郵船會社の代理店に依頼するを通例とすれども、前者は其應接の不懸なるのみならず、五十圓以下の小口に至りては之を取扱はざるの規定なり。又後者に委託するには同社の南清航路船に貨物を依頼し、之により爲替取立方を委託するものなれ共、其船舶の往來頻繁ならざるか故、一度其出帆期日を談る時は、二週間乃至三週間の後に非されは再び荷物の積出を爲し能はざるの不便ありて、到底迅速且正確を期し得ざるは當然なり。

第七章 運輸及交通

第一節 陸上交通

北部及中部支那には不完全ながらも鐵道の設けあり、多少牛馬駱駝等の運輸交通に資する所あり。之に反し南部支那には香港に於て僅に鐵道を見る事を得れ共、其他の地方に至りては道路の如きも狹隘險惡、加之修理を加ふる事少なく自然の儘に放任するか故に、一度風雨の侵す所となれば或は泥濘を没し或は砂塵雲を起し到底歩行に堪へざるものあり。殊に貨車の往來するなく家畜の運輸を補助するに非ざる同地方に於ては、只郵便電信に於て文明流の交通機關を有する外、其運輸機關としては眞に寥々憐れむべきなり。然れ共今強て其指目する所の者を舉ぐれば、夫れ苦力か。南清の現在に於て唯一の運送力たる苦力は其數非常に多く、貧困者は男女共此役務に由り生活を維持せり。之を以て同國政府部内には一朝各國豫定鐵道の開通せらるる場合には、是等多數の勞働者は全然其職業を失ふの恐

れありとの杞憂を抱くもの多しと云ふ。此他に轎あり旅客若くは少量の荷物を運搬す、一日の行程は大凡百清里を以て普通とし、一日の賃料一圓乃至一圓三十錢にして一清里一步位なり。苦力轎の外些の運輸機關を有せざる南清も、文信交通に於ては多少其恵に浴せり、乞ふ之を次に絮説せん。

第一 郵便

支那の陸上交通中最も發達せるは郵便制度にして、千八百七十四年頃稅務總司ロバート、ハート氏が、財政補助の一端として西洋諸國郵便制度の採用を同國政府に建言せしが、政府は之を容れ同氏に囑し之を開始せしめたり。即ち支那沿岸各開港場稅關出張所の一部に郵便局を設置し、又便宜市街の内に二三個所宛の支局を設けて郵便物の取扱を行はしめしが、去る明治三十一年中更に其擴張を謀り今日に及びては既に二十九個の本局と六十九個所の支局とを有するに及べり。今其所在地を擧ぐれば左の如し。

省別 本局所在地 支局所在地

北 京 通州、保定、河間、獻縣、豐台、長辛居、正定、滄州、山海關、北戴河

直隸	天津	唐山, 唐沽, 大沽, 靜海
盛京	營口	牛庄, 居海, 城, 遼陽, 盛京, 錦州, 旅順, 大連灣
山東	芝罘	東光, 德州, 齊州, 登州, 黃縣, 萊州, 沙河, 寧海州, 威海衛
	膠州	文登縣, 石島, 萊陽, 即墨, 平慶州, 濰縣, 青州, 鄒平, 濟南, 泰安, 蒙陰, 沂州, 兗州, 濟寧州, 滕縣
四川	重慶	
湖北	宜昌	荊州, 漢陽, 武昌, 武穴
	漢口	
湖南	岳州	城陵, 長沙, 常德, 湘潭
江西	九江	姑嶺
安徽	蕪湖	大通, 安慶
江蘇	南京, 鎮江	揚州, 清江浦, 宿遷, 台兒莊

上海, 蘇州, 高郵, 淮安, 吳淞

浙江 寧波, 杭州, 溫州, 羅星塔, 三都澳

福建 福州, 廈門, 汕頭, 廣州, 黃浦, 甘竹, 九龍, 龍山

廣東 三水, 瓊州, 北海

廣西 梧州, 雲南 蒙自, 思茅

而して其郵税は端書一錢にして封書は二錢なり。

我國郵便局の南部支那に設置せられたるは只廈門あるのみなれ共郵便爲替の制を實施せざるの外普通郵便より小包郵便に至る迄之を取扱ふか故に其便宜尠少ならず。隙を得て蜀を望む如く茲に吾人の希望を述べれば其他の各港場にも此制度を擴張せられん事にして現今廈門以外の地に於て海外に對する發信に聯合

郵政に依頼するの外に方便を有せず。例へば福州より日本向て書留郵便を送らんとせば、同地の支那郵便局に就き二十銭の書留切手を貼用せる上、一旦之を上海の日本郵便局に致し、同局にて更に日本郵便書留の手續を経るものなり。此他支那には私設の信局と稱するもの、文書の送達爲替の取組等、凡て一般の郵便事務を營めり。此信局なるものは支那各地に其設けあらざるはなく、特に人家稠密なる都會には數個所の設置ありて内地唯一の郵便機關とす。去れば、P氏の洋式郵便開設の際には全力を盡して其議を反對せり。而して其信局にては一定の郵便料を設けず、其都度若干額と定めて支拂ふものなり、速達郵便にありては、通常送達料の割増を爲して到着地先に於て支拂はしむるの方法によれり。又爲替取組の法は我郵便爲替と多く異なる所なしと雖も、同國貨幣制度の狀態より現金を其儘送達する如き珍事も有り。

第二 電信

先づ其陸上線より記せんに、始めに於て支那は諸外國より屢電線布設を勸誘せられしに拘はらず、容易に同業の開設を講せざりしが、後露國の慫慂其効を奏し、清國

陸上電信

自ら電信の建設を行ひしも、愚鈍なる地方民は之に服せず、常に其事業に防碍を試み、政府も其所置に窮し、皇帝の上諭を各地に榜示して僅に其難を軽くするを得たり。然るに同國が電信の切要なるを自覺するに至りしは、實に彼の千八百八十四年の清佛戰爭の力之を致せしものと云ふべし。即ち同年政府は先づ上海天津間の線路を架設し、隨へて千八百八十七年には露國西北利亞線と陸上の連絡を通し、又雲南線は蒙自を経て東京ヲカイに至り、廣西線は龍州を経て東京ランソンに至り、共に佛領安南と通信の連絡を行ひり。下て千八百九十三年雲南線は更に騰越を通して、英領緬甸と國境に近きバリーモに於て接続せり。其他尙一二の線路を有し、千八百九十七年の調査に依れば、其總延長幹線四万二千浬里、支線五万八千浬里、電信局數二百三十九の多きに達せり。同國電信業の過去及び現在に上記の如し、而して特に同國電信の他に異なる點は、受信人に於て字典を参照して譯出する事恰も暗號電報の場合の如くするの要ある事なり。是れ支那文字は日本若くは歐米諸國と異なり、國語の全軀を一定の文字に括約し得べき方法なきが爲めに、字數の過大を致すの不便あり。其結果當時稅關局に奉仕し、傍ら電信業の帷幕に

參せしザエキエ氏は苦心慘憺の餘八千の字數を包含せる電信字彙を編纂して以て此困難に打ち勝つを得たり。其は支那字を代表せしむるに歐文數字を用ゆる事を以てするものにして一例を示せば次の如し。

伊	123
號	185
拾	285
個	354
乞	207
急	135
送	209
厦	301
門	243
志	1234
那	5678

去れ共外國電報は凡て羅馬字を以てす一音信十字にして其料金十錢なり。而して我國への通信は其到着點に由り料金を異にすれ共大抵一圓内外なり。

次に海底電線は陸上線に先ち開始せられたり。是れ蓋し前者は後者に於けるか如き種々の反對を蒙むるの餘地存せざればなり。即ち千八百六十九年第一着に丁株國大北電信會社の長崎上海福州厦門及浦鹽斯德間の電線により露國の西北利線と連絡し次て千八百七十年英國の東洋電信會社は歐洲より印度洋を経て香港に至る線を布設し同八十三年更にこれを上海に延長せり。其他香港より呂宋に一線安南に至るもの一線并に千八百九十八年日本の購入せる臺灣福州線等あり。

海底電信

第三 鐵道

各國の鐵道

不完全の程度極端なる陸上交通現今の狀態も各國が先きを争ふて布設權を得たる鐵道にして竣功する曉には必竟一場の舊夢と化せんのみ。當時支那内地に存在する鐵道既設線の延長は五百七十餘哩にして目下布設中に係るもの及び計劃中のものを合すれば六千二百七十哩に達すと云ふ。即ち既設鐵道には北京より天津を経て山海關に至る關内鐵道山海關牛莊間即ち關外鐵道蘆漢鐵道の一部北京保定間并に涇滄鐵道上海吳松間の線路にして其起工中に屬するは蘆漢鐵道北京より漢口迄の線及び滿州鐵道同線は西比利亞鐵道のオノンより分岐しノヴォツルクハイツイを通過して露清の國境にある阿爾切河を渝へ齊々哈爾及び伯都訥に至り夫れより一は仁古港を経て露領浦鹽斯德に及び一は奉天海城を経て旅順港に通ずるものなりの二線路なり。其他布設特許を得たるもの若くは計劃中に屬するものを一表として掲ぐれば左の如し。

名稱	布設權を得たる國名	哩數
東清鐵道滿州鐵道	露 西 亞	一千四百哩

北清鐵道	關外山海關間	清國	三百哩
蘆漢鐵道	北京漢口間	白耳義國	七百哩
鑛山鐵道	大寨陽支線間	英國及伊國	二百五十哩
柳太鐵道	柳林堡間	露西亞	百三十哩
山東鐵道	濟州及濟南間	獨逸	四百二十哩
津鎮鐵道	天津鎮間	英國及獨逸	四百二十哩
淞鳳鐵道	信陽及蘇州間	英吉利	六百五十哩
漢粵鐵道	漢口廣東間	合衆國	六百哩
九龍鐵道	九龍廣東間	英吉利	百哩
東京鐵道	北京及龍州間	佛蘭西	四百二十哩
暹羅鐵道	暹羅及曼谷間	英吉利	七百哩

對岸に於ける鐵道

右の内英國は二千三百哩、魯國千五百三十哩、獨逸七百二十哩、米國六百哩、佛國四百二十哩にして其鐵道に投資する額も其哩數により比例するものと知るべし。此等の諸鐵道は既に各其設計を終り清國政府より之が布設の特許を得たるもの

なり。然れ共茲に吾人が言はんと欲する所は未だ何れの國にも實測せられず、從て其勢力範圍に編入せられざる部分に於て我日本の卒先して經營せざるべからざるものある事なり。這は勿論南清に於ける閩粵鐵道の問題とす。其起點を福建省の沿岸に發し福州閩江に沿ふて江西省南昌に出で更に北進して鄱陽湖畔を通過し揚子江の沿岸にある九江に達するものなり。而して此線路は夙に我國職者有力者間に其必要を認められ、卅二年を以て創設せし支那調查會の如きも同鐵道布設の急務なるを唱導して、密に之が成立に至らしめん事を企圖せり。聞説く志賀重昂氏は憲政本黨の囑托により先般南清福建の地に出張せる際、親しく同豫定線の實地に就き踏査する所ありしと。近く亦武内少佐は同様の目的を以て種々の研究調査に着手せしも、不幸中道にして其地方暴徒の襲撃に逢ひ初志を貫徹する能はざりし事はなほ讀者の記憶に新なる所ならずや。世人の瞻望する事斯の如き同線路にして其基礎確立するに至らば、更に沿岸を南下しては福州廈門間の連絡を謀り、北進しては三都澳を経て温州に至り、英國淞鳳鐵道の延長線に連繫せしむるの策を講ずるの要あり。此等の諸線にして成功するの曉には福州廈門

間の線路は臺灣に於ける基隆安平間の縱貫鐵道を併行し其一端福州は基隆と厦門は安平と海上航路により互に相呼應して便益を増すに至らん。去れば今基隆より乗車して臺灣の南端安平に至り安平より漁船に搭して厦門に至り厦門より陸上福州に出で夫れより一方は楊子江の河岸九江に達し更に漢口に赴くの自由を得ると共に一方は三都澳温州より寧波杭州蘇州を経て漸次北行する自由を得。而して漢口に出でし乗客にして尙北進せんと欲せば蘆漢鐵道に依るの便を有し又若し楊子江を遡りては重慶より英の縮句鐵道或は佛の東京鐵道の延長線と遙かに接続するを得るものなり。更に轉して漢口より楊子江の流れを下る時は上海に至るの便あり。今假りに沿岸線を以て我國の東海道鐵道に比し上海を東京に厦門を神戸に福州を名古屋に擬せんか福州より技出せる閩海鐵道は則ち我國の中央線なり。之と同時に楊子江を以て信越線に例を取る時は九江は恰も同線路に於ける篠井の如くなるべし。而して鄱陽湖は信州の諏訪湖と見立てんか支那第一の輸出品たる長江沿岸地方の絹物類は信州の生糸兩毛の絹織物に對し又年々楊子江を下りて各地に供給する多額の米は以て北越地方の産米に比すべく

福建江西兩省の夏布土布は尾參濃地方の綿布に江西福建省の陶磁器は伊勢の萬古燒尾張の瀬戸燒に相對し更に閩浙兩省の製茶は之を我國駿遠地方の茶と同一視する事を得べきなり。而して此閩海鐵道の布設が政治上經濟上有益なるは勿論其第一に開發せらるべきものは福建省の鑛山なり。福建省未來の最大富源なる鑛物は此鐵道により之を上海に致し同地より我國の内地製造所に輸送せば其利益や蓋し測るべからざるものあらん。次に此鐵道は福建省二千萬の人民が低廉なる米穀の供給を受くるの途を開くものなり。從來同地方の食料は凡て楊子江を下りて更に海上南清の需要地に運搬せしものなれ共此鐵道にして竣工せば上海を迂廻するの不便を省くに堪へたり。從て同鐵道開通の際には福建省の天地は將に其面目を一變せん。若し夫れ其海岸線の布設せらるゝ時は南清航路と相待て沿岸地方の貿易に多大の影響を及ぼし將た又將來臺灣の經濟が間接に多大の利福を享受する處あるは當に對岸貿易獎勵のみに止まらざるなり。

第二節 海上交通

陸上交通進歩の遅緩なる事前記の如くなるに反し境域を知らざる海上交通は頗る見るべきものあり。支那内海に於ける海上交通権の三分の二は清商の營業に係る招商局之を占む。換言せば沿岸の緊要埠頭を連絡せる航路は招商局處屬船舶の往來せざるなし。然れ共同社は重に北清航路に盡力せり。而して特に南清に於て力を揮ふものは彼の有名なるダグラス會社なり。同社は今より三十年前獨逸人により履門汕頭香港等の各地に於ける支那人を大株主とし資本金一百萬弗を以て香港に設置せしものにして七艘の船舶を有し南清航路獨占の下に未曾有の巨利を博し年々多額の配當を爲せる上今日にては二十萬弗以上の積立金を有せり。此他英人の組織せし怡和洋行太古洋行若くは義和洋行等の商會に屬する船舶の航路あり。今南部支那沿岸に於ける諸會社航路の漁船名及噸數を擧ぐれば左の如し。

上海香港廣東間

太古洋行(英國) 左の二隻を以て毎月三回上海廈門汕頭香港廣東間を航す。

臺灣

一、一〇九噸

吳 淞

一、一〇九噸

怡和洋行(英國) 左の四隻を以て毎週一回上海汕頭香港廣東間を航す。

吳 淞

一、二二七噸

チヨイサン

一、一九四噸

廣 東

一、一一〇噸

ウヰンサン

一、五一七噸

招商局(清國) 左の三隻を以て毎月五回又は六回上海香港廣東間を航す。

致 遠

一、一一七噸

飛 鯨

八二六噸

廣 利

一、五〇六噸

禪臣洋行(獨逸) 左の三隻を以て毎月三回上海香港廣東間を航す。

北 洋

九五三噸

レイムソン

一、二二八噸

龍 門

一、二四五噸

大阪商船會社 上海香港間の臨時航海を爲す。

上海福州間

招商局 左の一隻を以て毎週一回航す。

海 深

七六三噸

怡和洋行 左の一隻を以て毎週一回航す。

フークサン 九九二噸

香港厦門淡水間

ダグラス會社(獨國) 左記の内二隻を以て一週一回香港汕頭厦門福州間を航し、三隻を以て香港汕頭厦門淡水間を航し、一隻を以て毎十日一回香港汕頭厦門安平間を航す。

海 壇 一八五六噸 臺灣 一〇九七噸

海 澄 一六〇〇噸 海 門 一三二二噸

海 龍 一二五三噸 スーパース 一二九九噸

大阪商船會社 左の二隻を以て淡水厦門汕頭香港間を一週一回淡水香港の兩地より發船す。

淡 水 一六七四噸 舞 鶴 一〇七五噸

香港浦鹽間

日本郵船會社 左記の二隻を以て毎月一回香港汕頭厦門上海威海衛芝罘仁川長崎浦鹽間を航す。

博 愛 六五一一噸 弘 濟 二六二六噸

南清に於ける我航海權

我國航業者の南清に於ける勢力が未だ微弱にして不振の境涯を脱せざるは前掲の一表之を明示せり。而して之が爲に本邦貿易の進運を害せらるゝ事蓋し著大なりとす。則ち我國最大汽船會社たる郵船會社は、香港浦鹽間の航路に其所屬船博愛丸弘濟丸の二隻を充つるのみにして、毎月一回往航にありては上海福州厦門汕頭の諸地に寄港し、香港に達すれ共復航には香港を發して汕頭厦門に寄港するに過ぎず。去れ共浦鹽近河の結氷期に及べば浦鹽に入港する能はざるを以て、其航路を變更し長崎より二週間一回右の諸港に航海せり。又彼の大阪商船會社は臺灣香港間の航路に一週一回二隻の汽船を往復せしむ。之を要するに南清に於て日本國旗を有する定期出入船舶は郵船會社商船會社共各二隻の他なく、茶の輸出期に至りては時として東洋汽船會社の亞米利加丸或は日本丸の寄港する事あり共、此等は臨時航路たるに過ぎざるなり、之を以て日本より南清に貨物を運送するに當りても亦甚しき不便あるものにして其遞送方に三航路あり。一は上海を經くものと、一は臺灣を經て達する者と、他は香港に直接遞送するもの是なり。而

して此三航路に就ての便否は勿論到達地によりて異變なき能はずと雖も、香港汕頭厦門に至るものは香港直接の航路に依るを最も便利とす。何となれば香港には絶へず内外氣船の往復するものあるを以て、第一時日の上に便宜あり、第二運賃の上に利益あり。即ち香港航路郵船會社に依れば到着先なる香港よりは、汕頭厦門方面を頻繁往復する前記諸會社船に依頼するの便を有し、且其運賃は神戸より一噸大凡三圓五十錢位にて送達するを得べければなり。然るに若し上海廻り郵船會社の日本船を以て送らんとせば、運賃時日共に非常なる相違あり。例へば神戸より福州に貨物を遞送するに其間一噸四圓内外の運賃を要し、更に厦門に仕向けんとなれば六圓内外を支拂はざるを得ざるなり。勿論上海迄は日本船の往來頻繁なるが故に此間には別に不便なしと雖も、上海より一步南に至れば實に前記の如く其不利や觀面に及ぼすあり。又臺灣廻り商船會社の方法を取れば聊か前者の損失を補ふに似たれ共、臺北淡水間の連絡圓滿ならざる爲め、幾度か積換(基隆淡水間)の手續を要し、時日を浪費するの不得、已るものあり。

吾人に南清貿易に對し金融機關と密接の關係ある航路の事に就ては平素注意を

怠らざるものにして、今日の如くに僅に日本船舶の四艘位を以て、而も茲に専ら充用する能はずして其一部の力を殺く事を躊躇せざる現下の不充分なる設備により、彼我の運輸に便せんとする如きは思ひもよらざる空望と云ふべし。既記の如く上海と我内地との關係は未だ完全と稱するを得ずと雖も、兎に角今日にては非常なる不便あるを認めされ共、一度福州に至らんか實に言語に堪へたるものあり。假りに福州より臺灣の臺北に航するとせんか、直航するには即ち危険なるロヤンタに依頼するを禁し能はずして、若し涼船の安全なる航路を取らんと欲せば、沿岸同列の辰門を経て更に淡水に至り、夫れより臺北へと進行せざるべからず。加ふるにダグラス會社は右の航路中福州より厦門に至る間(香港福州間の航路にして涼船二隻を以て之に充つ)運賃二十五圓と云へる暴利を貪れり。而して其距離を問ひば福州臺北間海上百三十五哩に過ぎずして、呼べば將に應へんとする彼岸に渡航するか爲に、空しく六百哩内外を迂回し。亦福州厦門間は僅々二百哩の間にありて、其乗船時間は精々十七八時間を超へざるに尙彼の如き多額の賃金を支拂はざるべからず。南清貿易に志ある我商人の長大息豈に徒爾ならんや。此間に

於て獨り大阪の商船會社は振て其力を南清に用ひ、先きにはダグラス會社と香港淡水間に於て劇烈なる競争を開始し遂に最後の勝利を負ふに至り、今又ダグラス會社の航路賣却に對し之を譲り受けんとしつゝあるか如く、着々其事業を擴張するの針路を取れるは多とすべく、又其將來に向て大に嚮望せざるを得ず。

詳言せば商船會社は臺灣總督府保護の下に三十二年四月より淡水香港間の航路を開始し、舞鶴丸淡水丸の二隻を以て一週一回淡水を發し、對岸廈門及び汕頭を経て香港に至る定期航海を爲せり。此航路はダグラス會社香港淡水間の定期線と同一徹に出づるを以て、茲に端なく一大競争を惹起するに至れり。是より見き卅一年淡水香港間航路の有望なるを見て、瀛船會社を組織せし北辰館は、隆盛勢徳の二隻を以てダグラス航路の一部を奪はんと企て、廈門汕頭香港等に其支店若くは代理店を設置して競争を試みたりしが、幾許もなく其所有船の坐礁等不慮の災害の爲め、且は其資本の薄弱なるより倒産の不運を免れざりき。ダグラス會社は是より南清に於て他に競争者なきに乘し、一層の暴戻を極めたりしが、旅客荷主等は又如何ともすべからず、偏に其傲慢を看過する事を餘義なくせられたり。此際恰

も我大阪商船會社が同一方面に航路を開始せしが、從來ダグラスの專横を憤りし各荷主等は早天に雲を得たる如く、翕然歸向するものありたり。然れ共ダグラスは嘗て北辰館との競争に見事勝利を得し經驗あるを以て、敢て意に介せざりき。一方商船會社は淡水に其支店を設置し、尙稅關の棧橋を借り受け、廈門香港等には三井洋行を以て其代理店と定め、汕頭にはプラットレー商會を代理店となし、着々事業の進行すると共に、ダグラス會社との競争に肝膽を碎きしより、初めには冷笑に附して齒牙に懸けざりしも、其規模の整理せる状態到底北展館と同日の談に非ざるを悟り、聊か恐怖の念を起したりしが、尙能く之に抗して一大活劇を演ぜり。然れ共南清岸にはダグラス會社航路の他太古洋行、義和洋行、招商局等の船舶の往來するものあれば、此間に於ては未だ劇烈なる競争を見る事なかりしが、兩者競争の焦點は則ち前記諸會社船の往來せざる淡水廈門間にして、其或る時ダグラス會社は上等船客僅に五錢と云へる法外の船賃を以て、百三十哩餘の航海をなせる事あり。商船會社は又之に對し從來ダグラスが貨物の損害を荷主に賠償せざりしを、特例を設けし爲めダグラスの占有せる貨物の大部分を奪ふを得、從て此間の緊

要貨物たる茶の運賃に大なる變動を惹起せしめたり。斯くて終局の勝利が商船會社の占むる處となりし事情は、次の航時買収一條により之を知るを得ん。聞く所によればダグラス汽船會社は、從來南清航路に使用したる六艘の持船の内、香港淡水間を航行せしめし三艘を、大阪商船會社に賣却せんとするの議有之由にて同社が中橋社長を派して其談判せしめたるは近時の事とす。而して吾人は此商議を圓滿に結了せん事を希望すると同時に、更に商船會社か尙一步を進めたる計劃を施すの急務を訴ふる者なり。即ち一は基隆より福州に航路を開き尙厦門を経て汕頭港に至り、他は臺灣南部安平對岸航路開始せざる可らず。若し斯の如くせば今日ドクラス會社の大株主たる支那人社會に、會社解散説の萌せしに搦て、卅二年の決算期に無配當なりし結果平常高價なる同社の株式拂込金五十弗券が同年末に至り俄然四十七八弗に下落したる事情は、有力なる汽船會社の顯れて之と雄を決する場合には、一舉して南清の航海權を其手に歸せしむるを得る事を斷言するも強ち失當に非ざるべし。若し夫れ商船會社がダグラス會社に對する航路讓受の議に關しては、獨り其航海權のみならず其持船の全部を買収するの必

要あり。何者第一ダク會社に雇傭せられたる船長始め運轉手等は多年其航路に經驗あるものにして、商船會社等の船員に比し航海運轉の技術に於て遙に優勢を占めたり。抑も臺灣海峡は世人も知る如く潮流劇しく、特に毎年十一月より翌年三月頃迄は北風止む事なくして、頗る波荒く、兩地間僅に一晝夜に達する航程なるに拘らず時としては三四日位を費し尙或る場合には支那沿岸より出航するも直接灣に航する能はずして、泉州沖なる海壇海峡に吹き込められ空しく十數日を費す如き事あり。斯の如き時は厦門より臺灣淡水に直航せず沿岸に沿ふて北進し福州附近若くは福州より三四哩上の一處より、帆を懸け北風を利用して一直線に淡水に入るものとす、去れば此間に於ける航海には其經驗を要するは明かなり。且臺灣沿岸の碇泊所中淡水、淡水港は海底淺くして吃水十四五呎餘の船に非ざれば入港するを得ずと云ふに入港するには船底の淺からん事を要するに、ダグラスの所有船は之に應ずる構造なり。

此他尙帆船の出入するものあれ共、此等には我國所屬のもの至て少なく、臺灣及び對岸の間には彼のシャックと稱する支那船が近來日増しに其數を増加するの有

様にして、一は臺灣福州間に汽船の航海するものなきに依る。而して此と同時に日本國旗を掲げて航海するもの漸く多きを加ふる如し。

以上數社の運賃を見るに、上海より福州に至るものは、上等船客一人三十五圓内外にして、下等凡そ十二圓位なり。福州より廈門に至るものは、上等二十五圓内外にして、下等は四圓乃至八圓とす。廈門より香港に至るものは、上等二十五圓、下等四圓内外とす。臺灣及對岸間の運賃は、ドクラス商船二會社の競争に係るを以て一定する事を得すと雖も、上等二十五圓にして、下等は五十錢乃至一圓とす。次にマヤンクの運賃は大凡二三圓なり。

河川航路

此等は皆沿岸航業に従事するものなれ共、河川航路に至りては多く英米國旗の下に、支那人の運轉する小蒸氣船を以て水運の便を謀るものなり。而して其重要なものに指を屈すれば、廣東省の西河、浙江福建省の閩江等の諸川あり、西河は其源を雲南省に發し、桂江、潯江等幾多の支流を合して支那海に注ぐものにして、廣西、同省にては烏泥江と稱す、廣東の兩省を潤はす所の一大河なり。其延長大凡四百哩に及び、支那船は凡そ其二百哩の處に遡るを得、汽船も尙八十哩の地にある梧州に

達するを得と云ふ而して、其沿岸には南寧、梧州以上兩市は廣西省に屬す、三水、廣東、澳門以上三市は廣東省に屬す等の諸市あり。閩江は其上流水口に至る迄は小蒸氣船を通ずる事を得。自然の水利は上記の數者に過ぎされ共、尙此他に溝渠運河の數多く内地交通の便に寄與する所莫大なり。

吾人は支那と文字を等しくするが故に彼の國語を修得し易し。吾人は其風俗習慣の歐米人より遙に近接せるあり従て其感情の融和する事速かなり。吾人は支那と比隣の地位を保ち交通上の便宜を有す。吾人は歴史上地理上將た人種上支那人と近接し易き關係にあり。殊に日清戦争は支那人の我に信賴する傾きを増す媒介となれり。此關係に徴し對清貿易上彼我の地位を思ふ時は本邦人たるも彼の歐米人に對して忸怩たる者なからざらんや。思ふに支那を啓發せし先導者は我國民に非ずして歐米人なり。此事情は我の彼に向て其勢力を布殖する上に非常の障礙となり、不利の地位に立つを免れず。戦争前に於ては兩國々互に相嫉視する事を抑壓し能はざりき、是れ蓋し互に其國力の測るべからざるものあり、特に國俗を誇揚するに得意なる彼等は自ら中國を以て居り中華を以て擬し、孺子將た何をか爲すを得んとは我帝國の彈丸黒子の状態を蔑視し好んで放てる冷語たりき。従て我の彼に對する又一概に老耄國と惡言し、譎詐倨傲の民俗と嘲罵し、

互に其缺點と缺點短處と短處を指摘して一時の快を遣るの外他に顧る所なかりき。兩國々民の此態度は何ぞ其間に掬すべき友誼の泉の湧出せざるを怪まん。犬の喧嘩の如く猫の争の如く然り、一葦帶水の間柄を以てして尙彼を知り彼と校し、之に依て貿易上利益の分配を享くるか如き事は全く閑却せられたり。兩者の地位疎遠ならざらんとするも亦得べけんや。去れ共支那の此態度は獨り管に我國に向て然るのみならずるに獨り我國か前記の態度を餘義なくせられしは怪むべからずや。其血脉を通したる縁戚上の關係よりも寧ろ赤の他人との交誼の圓滿なるを得るも必竟此道理に外ならず。何ぞ計らん廿七八年の役は此一大迷路より我國民を醒覺せり、戦争は實に支那の實力に對する試金石となり支那なる謎語を解釋するの方便たりき。斯の如くにして彼を知りたる我將た今如何徒に支那なる未見の地を測量せる技師として止むべきか、測量は只其上に建設すべき樓閣の設計に過ぎざらん。然るに支那に對し先鞭を着けたる歐米諸國は既に從來の位置より一步を進めたり、之を傍觀せる邦民たる者如何の顔色かある。又近時我政府の外交當局者は臺灣の對岸に當る福建省不割讓の左券を得たりと

傳ふ換言せば同地に對し我國の勢力範圍として繩張を爲せしと云ふ。去れ共其繩張りにして一面の地圖に單純なる區劃線を描きしに過ぎざれば又何等の用をも爲すとなけん。借問す福建地内に於ける我國商民及び其商業の狀態は今日如何の狀態にあるや、帝國の居留地は如何に開けしぞ、其他鑛山業と日本人製造工業と日本人鐵道と日本人との關係、若くは宗教教育等形而上我の彼に及ぼせる影響此等を數へ來り之等の現狀に顧み、我國は當然支那に對し或は世界列強に對し歐米諸國の夫よりも我國勢力の汎布せしと云ふを得べきか、大なる要求を爲し得るの資格ありと云ふを得べきか吾人は疑なき能はざるなり。而も福建か我繩張内にある事柄を現實にし得るや。吾人は只我國か臺灣の防備を完からしめんか爲に、或は帝國全般の安全を擁護せんか爲に、慢然日本の勢力範圍とすべく劃線せしものなるの外信し能はざるなり。再言せば我國は福建に向て先づ實力の布殖を爲す事を怠りつゝ、早く自己の占有中に加へたり。一朝有事の日に於て斯る形式上の宣言は果して能く幾多の障礙を豫防するに足る者なるや、或は我の主張を貫徹するに充分なる根據とするに足る者なるや、列國は爾く温順なる態度を以て我

最終の要望を容認するに吝なららんか吾人は疑なき能はざるなり。畢竟吾人は其今後に於て採る可き方鍼は當然先づ貿易及び其他の經濟上の有力なる關係を附するに如かさるを思ふ者也。而して斯る姿勢に出づるに當りては勢ひ彼國語の普及を講ずると同時に其風習に慣熟し嗜好を考へ、自然上の關係に注目し其一舉手一投足を苟もせず。更に文物の輸入を勉めて彼の頑陋を矯正し指導する所なかるべからず、則ち一方に於ては須く宏量ならざるべからず、而して他方に於ては可及的細心ならんを事を要するや切なる者あり、此用心を以て商工業家は互に其氣脈を通し新販路の開拓に盡力すべし。殊に貿易上最急務なるは彼地に於ける我金融機關交通機關の完備を期する事及び彼の豊富なる資本原料勞力を我に利用する事なりとす。之か爲には調査可なり、研究怠る可からず、語學を盛んならしむべし、留學生の派遣、内地講習所の設置、商品陳列所の設置、何れも目下の急務なり。吾人は以上の數言を讀者に推薦して以て此編を終らんとす。之を要するに吾人が秃筆を呵して卑見を顧みず、微志を舒る所以の者、衷心耿耿の情禁せんと欲して、禁し能はざるが爲めなり、敢て江湖に告ぐる事爾り。

南清貿易終

明治卅四年五月三十日印刷
明治三十四年六月二日發行

定價金赤拾五錢

著者 小山 松 壽

發行者 高田 俊 雄

東京市牛込區赤城下町二十七番地

印刷者 佐久間 衡 治

東京市牛込市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 東京專門學校出版部

東京府豊多摩郡戸塚村
大字下月塚六百四十七番地

印刷所 株式會社 秀英舍第一工場

東京市牛込市谷加賀町一丁目十二番地

發賣元 博文館

東京市日本橋區本町三丁目

發賣所 有斐閣

東京市神田區一ツ橋通町

同 東京堂

東京市神田區安神保町

同 吉岡書店

大阪市東區備後町四丁目

發賣元 博文館

發賣所 有斐閣

同 東京堂

同 青岡書局

早稻田叢書出版の趣意

接するに學問は何其國の語を以て學ぶべきものなり英人は英語を以て佛人は佛語を以て獨逸人は獨逸語を以て學問を
 其國に於ても其國の語を以て學ぶべきものなり英人は英語を以て佛人は佛語を以て獨逸人は獨逸語を以て學問を
 勢は此普通の道を履むを許さず學に志す者其目的を達するの手段として先他國の語を學ぶが然る後其語を以て著述せられたる書籍により研究せ
 ざる可らざりしなり抑も如何なる學問を問はず其種を窺はんとする者は自國の語によりて研究するのみを以て満足せず他の國語を學習して
 研究の範圍を擴むるは固より必要なれ共當初より外國の語のみに依らざる可らずせば實に學問の獨立なるものを得て期す可らず夫
 不便の少からざるのみならず弊害も亦極めて多し一言以て之を述べば斯の如き有様にては學問の獨立なるものを得て期す可らず夫
 弊害を救はんが爲めに起り専ら邦語を以て政治經濟法律文學の諸科を授け我が東京專門學校が邦語を以て十數年間此等邦
 語を以て専門學を教授するの結果は外國語を以てするに比し毫も劣る
 こと無きのみならず反つて良好なり而して外國語を學ぶが爲に費すべ
 きと勞苦と歲月とは固より之を省くを得ざらん邦語教育は教場教育場若くは修學者一旦教
 離れて別に研究を爲さんとするに當ては彼の参考書なるもの大抵發行文字にして邦語を以て編まれたるもの殆んど有る無
 しこれ豈學問の進歩に關する一大缺典にあらずや思ふにこれを補ふの途他無し先進の學者著述を務むると共に諸外國の名著を翻
 譯して之を紹介するにあらん是れ我專門學校が政治經濟
 然れども政治經濟法律に關する著譯書出版の趣意は以上述べた所に止まらず今日日新進歩の時勢に於て人々政治經濟法律の如き社會に密接の
 關係ある學問上の智識を蓄積するの必要あるは論を俟たず我專門學校に於て思ふ所あるが故に彼の歐米に行はる「ユニヴァルシティー」エキステ
 ンションの制に倣ひ或は諸雜誌を發行し或は講義を地方に開きて斯學の普及を謀れり左ればこの著譯書出版の舉も世間學生諸氏の便益を計
 るが爲めのみならず又指南車を供給せんが爲なり世間活眼醫學の士等に留意の在る所を酌
 廣く大方士君子に處世の指南車を供給せんが爲なり世間活眼醫學の士等に留意の在る所を酌
 泰西の諸著述を翻譯するは固より新奇の事業にあらず然れども從來の翻譯書中其の或者は既に陳腐にして參考を爲すに足らず或者は翻譯杜撰
 にして解讀し難きものあり本校に於て觀る所あるが故に原書新著述を翻譯し正確ならんことを平易明瞭を旨とせり其當否に
 を選擇するに當り其著述の價值を精査せらるは勿論又成る可く新著述を翻譯し正確ならんことを平易明瞭を旨とせり其當否に
 實を致ふのみならず本校も亦實に任ぜんとす其の既に翻譯出版したるは左の諸編にして其他は逐次出版すべし

米國アリソンストン大學政治科教授
文學博士 ウッドロウ、ウイリンソン 原著
文學士 高田早苗 譯

(版七) 政治 政治 政治 論 全一冊

一名 沿革實用政治學

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
一千二百五十頁 郵稅貳拾四錢

原著者は米國嶄新の學理と精密の考證を以て希臘
新學派の泰斗として其政治制度を研究し以て此書を著せり卷中載す
世の歐米諸大國に涉りて其政治制度を研究し以て此書を著せり卷中載す
る所此等諸國制度の沿革より現行の憲法行政法地方制度に及び細大漏す
無く然し記事簡潔論評犀利の右に出づるもの未だ世にあ
らず

英國ケンブリッヂ大学教授 マーシャル 原著
文學士 井上辰九郎 譯

(版九) 經濟 經濟 原 論 全一冊

背皮金文字入上製 正價壹圓貳拾錢
八百頁 郵稅拾八錢

本書は經濟學界の木鐸として歐米二大陸に名聲轟き英國、
近世

社會問題豫防解釋の指南なるを信じて世の政治家
一本を備へられんとを希望する者也

國際法專攻法學士中村進午 著

(版三) 新 條 約 論 全一冊

背皮金文字入上製 正價壹圓參拾錢
六百五十頁 郵稅拾六錢

本書は學務院國際法專修の爲め多年獨佛に留學
の撰按により國際法專修したる中村法學士が最新の
學理にて新條約を解釋して、舊條約を改正條約
の得失利弊より其理論と實行を論評し新條約實施
得を説き進めて、些の附録には日英、日獨、日露、日米、日清
五大新條約正文を掲載
國の新條約正文を掲載

英國 シンヂウ、井ノ原 著
文學士 土子金四郎 共譯

(版三) 經 濟 政 策 全一冊

附 外國貿易論

マーシャル氏の多年最近の名著にして先づ經濟學研究の必要、
研究の結果に成れる最近の名著にして先づ經濟學研究の必要、
及び範圍より富、貨物、資本、收入、需用、供給、價格論等に及び終り
に社會の進歩と職工組合の利害等を論じ、此説く處敢て
價格との關係を論じ、職工組合の利害等を論じ、此説く處敢て
奇を衒はず所説穩健立論精詳にして譯文亦正
確明暢なり

英國ケンブリッヂ大学教授 マーシャル 原著
文學博士 天野爲之 譯
東京專門學校編輯部 譯

(版三) 國民銀行論 全一冊

一名 信用組合新策

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
五百餘頁 郵稅拾四錢

本書は斯道の鐵骨の扶植者を以て任する國民の勤儉心を養
ウアルフ氏の最近名著にして其の所説國民の勤儉心を養
ひ貧民にして不知不識の間巨額の資本を儲蓄する所を以て
著せしめ以て經濟上最も難しき所を以て著せしめ以て
を計り國家生産上に在りて考察を立論精詳なり譯者亦亦
裨益を興ふるに在りて考察を立論精詳なり譯者亦亦
て歐米の現今制度及び我國の報徳社に及ぶもの用を以て
野の名家を著し敷通の序跋書翰を附せらるる若人若人本書

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
六百五十頁 郵稅拾六錢

經濟政策は應用經濟學曰く政府と産業との關係如何政府の個
即ち是れ應用經濟學曰く政府と産業との關係如何政府の個
富の分配法如何經濟と道德との關係如何是れマーシヤ
ルに拮抗するの碩學本書の價格論は外國貿易論の新見
を以て國際的價格論として自由保護貿易論等外國貿易に
てを以て國際的價格論として自由保護貿易論等外國貿易に
事項を論断す今之を一代英國一二碩學の名著を一日の下に
に綴りて公世するは近代英國一二碩學の名著を一日の下に
を讀者に與へんが爲めのみ

英國 ツー、エー、キーエンス 原著
文學博士 天野爲之 譯

(版三) 經濟學研究法 全一冊

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
四百五十頁 郵稅拾四錢

本書は英國著名の學紛々たる俗論の經濟學研究者を
者キーエンス氏が其の研究方針を指示し不偏不黨公明正大
誤る遺憾なき其の研究方針を指示し不偏不黨公明正大
短處僻見誤謬を論議して其の論評的確引
證精密論議に到らざる議に當らざるを以て最も平易

歴史叢書發行の趣意

本校出版部は史學專攻の諸名家に囑し『歴史叢書』の名の下に左の諸歴史を出版せんとす其趣旨とする處は世界的觀念の發達て國民教育の一大主眼を貫徹するに就て裨益する所あらしめ且つ諸専門學科就中政治、經濟、法律、文學の諸科を研究するの基礎として必要なる歴史の知識の普及を計らんとするにあり二十世紀の日本國民は特に世界を知らざるべからず史的智識に基かざる空論妄斷は遂に有害無益ならずんばあらず世間常識の士幸ひに余輩と感同ふし『歴史叢書』出版の舉を贊助せられなば管に余輩の幸福のみにあらざるなり

希臘史 文學士 幸田成友編
羅馬史 浮田和民編
英國史 松平康國編
佛國史 長田忠一編

獨逸史 文學士 磯本繁吉編
露西亞史 高田早苗編
伊太利史 文學士 坂本健一編
西班牙葡萄牙史 文學士 村川堅固編
荷蘭白耳義史 文學士 坂本健一編
北歐史 文學士 高桑駒吉編
土耳其波留汗史 長田忠一編
米國史 小崎弘道編
中央亞細亞史 フロイトハグ 長瀬源輔編
印度史 文學士 高桑駒吉編
清國史 文學士 矢野仁一編
近世殖民史 文學士 河合弘民編
英國憲法史 文學士 松平康國編

●新刊廣告

山本利喜雄編著
高田早苗校閱

歷史叢書
第一編 露西亞史

全 正價金壹圓廿五錢
一冊 郵稅金拾四錢
背皮金文字入上製 五百頁 石版地圖挿入

(來十月中旬發行)

本校が歴史叢書を發行するの主旨は大略上述の如し而して其第一編として露國史を出すの理由は他に非ず近來世界に於ける露國の勢力は炎々として烈日の如く特に其東洋に於ける近時の活動は全世界の耳目を聳動せしむるに足るものあり然れども建國以來其歴史は暗黒に掩はれ露國なるものは一の『大なる怪物』の如く見做され其真相得て知るべからず特に利害の關係密接なる我同胞間に於て露國に關する知識最も乏しきを免れず是れ本校が歴史界の爲め又絶東近年の形勢に鑑みて我國民の爲め深く遺憾とする所にして今此露國史を上梓するも一は之が爲めなり、本書は山本氏が方今歐米に於て露國史のオーソリテイと稱せらるラムホード氏の名著を基とし傍く東西の史書を參考して編成したるものにして露國建國以來今日に至る盛衰消長より其人情風俗宗教文藝に至るまで博說詳叙す所なく『大なる怪物』の本林は本書に依りて全く明かなり謂ふべし左れば從來露國史の欠乏に苦める學者は勿論東洋の風雲甚だ急なるの今日志を天下國家に存する人士の必ず一讀せざるべからざるものは本書なるべし

●松平康國編著

歷史叢書
第二編 英國憲法史

全 正價金壹圓廿五錢
一冊 郵稅金拾四錢
背皮金文字入上製 凡五百頁 石版地圖挿入

(來十月中旬發行)

世界に於ける諸立憲國の憲法は皆な範を英國に取る故に憲法に關する根本的研究を爲さん欲する者は必ず先づ眼を英國憲法に曝さる可からず而して英國憲法なるものは所謂制定されたるに非ずして生長したるものとすれば其起源と變遷と發達とを叙する英國憲法史の研究は最も肝要なり英國に於ては憲法の研究は即ち憲法史の研究に外ならざれば英國憲法史に關する名著大作甚だ多しと雖も我國には之に關する良著誠に乏しきは吾人の常に遺憾としたる處なり松平康國氏我專門學校に講師として多年憲法史を講義し諸書を洗滌して今や此の著作を爲せり乃ち其の世を裨益する影からざるべきを思ひこゝに取めて歴史叢書第二編となせり世の篤學者幸に一本を座右に備へられよ

早稻田學會設立の趣意

早稻田學會は我が東京専門學校に關係ある諸士及天下の同志と共に政治法律經濟及び文學上の問題を學術的に講究するを目的とし此目的を達する爲めに早稻田學報と稱する學術應用の評論雜誌を發行するものなり、願ふに我國最近數年間文運の隆興と共に政法文學の雜誌世に出づるもの千百輩ならずと雖も多くは時事を放談するに非ざれば徒に抽象的學理を空論するものに非ざるはなし而して輕薄放漫なる時事論の青年學生に告あつて利なきと共に幽玄深遠を術ふ抽象的の文字の實際社會に無用なるは世人の夙に知る所なり唯た夫れ青年學生にも實際社會にも共に有益にして又た必要なるは實際的學理と學理的の實際知識となり換言すれば學理と實際との調和を得たるものは是れなり早稻田學會は乃ち此調和を計るを目的として起り早稻田學報は乃ち政治經濟法律及び文學上の時事問題を採り來りて學術上より精細の觀察を下し正確穩健の論議を爲さんとするものなり四方同感の人士幸に本會の意を諒とせば下文の規約を讀て入會を吝む勿れ

早稻田學會規約

第一條 本會は政治經濟法律文學に關する諸般の問題を講究し傍ら東京専門學校と會員との關係を親密ならしむるを目的とす
第二條 本會は東京専門學校に關係を有する人士を以て之を組織す
第三條 前條の外本會の趣旨も賛成し規定の會費を納むるものは會員たるを得べし

第四條 本會は第一條の目的を達する爲め月刊雜誌を發行して之を會員に頒布す
第五條 本會に雜誌編輯部を設け左の委員を置く(委員異す)
第六條 本會々員たらんとする者は會費(雜誌發行費)を添へ其旨本會へ申込むべし但し會費は半々分以上を前納するを要す
第七條 前條の申込ある時は本會は會員證を添へ本會雜誌を送附すべし但し會員姓名は時々之を本會雜誌に廣告すべし
第八條 會費は左の割合を以て之を前納すべし但し郵券代用を謝絶す
半々分 金八拾錢 一々分 金壹圓五十錢
但し會員外の者には一部郵税共金拾五錢にて頒布すべし

第九條 本會々員は雜誌の頒布を受くるの外東京専門學校に定期開設する科外講義、法學部討論會、大演說會及び國會議習等に出席するの權利を有す
但し會費切れたる時は其月より雜誌の頒布を停止し尙ほ會費滞納三ヶ月に渉るものは退會者と見做し以上の權利を停止するも共に其旨誌上に廣告すべし
第十條 本會發行の雜誌は早稻田學報と稱し其掲載項目大要左の如し
● 論 政治法律經濟文學に關する東京専門學校の講師校友其他諸名家の論說を掲載す
● 演 内外の碩學名家を聘して東京専門學校に定期開設する課外講義、大演說會、國會議習及び法學部討論會の筆記を掲載す

● 譯 泰西の新著及雜誌等より政治法律經濟文學に關する有益の文字を譯載す
● 新刊批評 内外の新刊物を批評して之を世人に紹介す
● 時事 政治法律經濟文學上の時事を觀察して簡明誠實に之を世人に報道す
● 質疑 政治法律經濟文學に關する會員の質問に對する答案を掲載す
● 早稻田記事 東京専門學校の状況校友會同攻會及本會員の動靜を報告す

注意

本會發行の早稻田學報は議論の正大剛健なると記事の精確詳明なると材料の豊富なることを世間篤學者の歡迎を受け且つ來號(四十五號)よりは本校校友大會の決議により二千有餘の校友諸君が義務購読せらるゝ事と爲りたるを以て更に一大更改を加へ百二十餘頁の大雜誌と爲し江湖の眷顧に酬ひんとす

特に從來の會員諸君に告ぐ

前記の如く本會雜誌第四十五號より大改良を加ふるに共に會則も多少改正相成り候へども從來繼續して本誌を購読せる諸君は特に之を會員と見做し従て會員の權利及び其の停止も前條の規定に準據すべきものに就き左様御承知可被下候
又第四十五號以後分送會費前納の諸君も前記の如く會費の改正に基き自然不足(一ヶ月分にて金五錢)を生ずる儀に付き至急御拂込みの程希望致候

明治三十三年九月

東京専門學校 出版部内 早稻田學會

米國アケムス著
文學士梅若誠太郎共譯
文學士河津 暹著
獨逸 オルデンブルク著
三並 瓦 譯著
島村瀧太郎著
文學博士 坪内雄藏著

財 政 學
貨 幣 論
佛 陀 傳
美 辭 學
英 文 學 史

增田藤之助著
文學博士 坪内雄藏著
農學士 佐久間信恭著
浮田和民著
佛國ボリヤ著
林毅陸葉譯著

英 文 註 釋
英 文 評 釋
英 語 及 英 文 學
研 究 資 料
史 學 原 論
露 西 亞 帝 國

發 行 所
發 賣 所

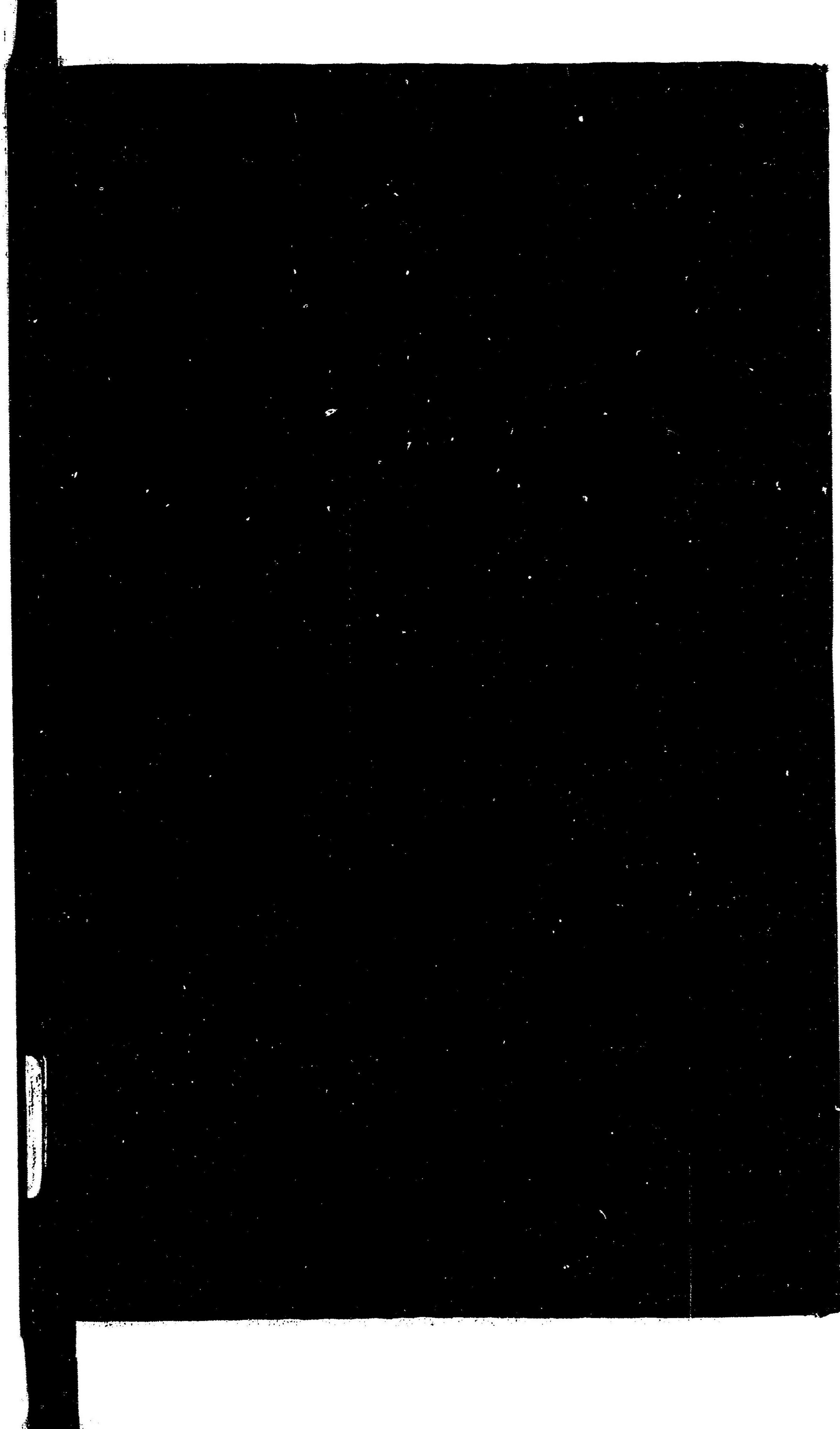
東京牛込早稻田 東京專門學校出版部

日本橋區本町三丁目 博文館

大 取 次

神田區一橋通町 有斐閣
神田區表神保町 東京堂
大阪東區備後町四丁目 吉岡書店

74
155



74
155

044327-000-4

74-155

南清貿易

小山 松寿/著

M34

BDN-0398



